

官報

号外

昭和二十五年四月十九日

○第七回 衆議院會議録第三十八号

昭和二十五年四月十八日(火曜日)

議事日程 第三十六号

午後一時開議

第一 造船法案(内閣提出)

第二 弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案(法務委員長提出)

第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件
議員辭職の件
永年在職議員表彰の件(議長發議)
映画産業振興に関する決議案(倉石忠雄君外四十名提出)
日程第一 造船法案(内閣提出)
日程第二 弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案(法務委員長提出)
日程第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

熱海國際觀光溫泉文化都市建設法案(畠山鶴吉君外三十二名提出)
伊東國際觀光溫泉文化都市建設法案(畠山鶴吉君外三十二名提出)

官報号外 昭和二十五年四月十九日 衆議院會議録第三十八号 議員辭職の件

案(畠山鶴吉君外三十二名提出)
一般職の職員との給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

午後二時三十分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 議員森戸辰男君より辭表が提出されております。まずその辭表を朗讀いたします。

〔森戸辰男君登壇〕

一身上の都合に依り衆議院議員を辭職したいから御許可下さるようお願いいたします。

昭和二十五年四月十五日

衆議院議員 森戸 辰男

衆議院議長幣原喜重郎殿
○議長(幣原喜重郎君) 森戸辰男君から辭表提出について發言を求められております。これを許します。森戸辰男君。

〔森戸辰男君登壇〕

○森戸辰男君 たいだいま議題になりました私の議員辭任の件につき、事情を申し上げて諸君の御了承を得たいと思っております。

実は昨春以来、広島大学から、また選挙区を含む広島県民並びにこれを代表する地位にある人々から、再三議長就任を懇請されました。しかし、諸種の事情から私はこれを固辞して参りました。しかるに、今回熟慮の結果これを受諾するよう決意をいたしましたのは、おもに次のような事情によるのであります。

第一に、広島は私を育ててくれた、なつかしい郷土であります。それに私を国会に送った選挙区の人々が私の就任を強く要望しているからであります。このいわば地方的な事情は別として、次に私は、青年とその教育に對して特別の熱情と関心を持つて参りました。しかも、それは個人的な好き好みに、日本の再建は青年の向背にかかるといふ私の確信からであります。(拍手)そうして大学こそは、教員養成をその重要な使命といたして、最も重要な広島大学こそはその最適、最高の場の一つと申してもよろしいであります。

最後に、平和日本にとりまして広島は特別の意義を持つております。広島は日本一の軍都でありましたが、昨年皆さんのお力によりまして代表的な平和都市となりました。世界的に見ましても、原子力時代の世界の平和運動は、今日、ノー・モア・ヒロシマス、もはや広島の惨劇を繰返すなどということスローガンといたしております。かような意味で、日本において代表的な、そして今や世界的に見ても重要なこの平和都市は、それにふさわしい平和主義に立つつべきな大学を持つべきであります。かような大学をつくりたいというのが、年来平和主義とユネスコと世界連邦の運動に強い関心と努力を拂つて来た私のささやかな念願でございます。

もちろん議長就任につきましては、私の先輩、同僚の間に、議長には別に人があろう、君のような人間はやや場違いかもしれないが、それだけにどうして政治にとどまらずにほしいという強い勧告をする人も少からずありました。実際私といたしまして、今回議員を辭任し、政界を離れまするにあたりましては、まことに感慨無量のものがあるでございます。

顧みますと、私が政界に足を入れたのは、五年前、新憲法制定議會のときでございます。ここに御列席の幾多の諸君とともに、新日本の国是として、わけても天皇を象徴とする新しい民主政治の基本と、絶対平和主義の條章と、生存権、労働権、団結権などの経済的基本人権を含む輝かしい新憲法の制定に參加いたしましたことは、私の生涯忘れることのできない追憶でございます。いうまでもなく、この憲法に明示せられた新しい国是の大本は、さらに現実の法令施策において具体化されねばなりません。だが最も大事なこととは、憲法が紙の上の死文とならないことでございます。国民一人一人の心中に銘記せられて初めて憲法は生きた憲法となるのであります。(拍手)

私は諸君とともに、かような方向に向つて最善を盡して参りました。私といたしましては、特にこの点に重点をおいて活動いたしました。なぜかといふに、政界に入るとき、私は自分の分相応に、科学とモラルと教育を政治に導き入れることによつて、戦後の政治にいささかなりとも新生面を開きたいと念願したからであります。しかるに、志のみに高く、力足らず、わずかに一步を踏み出しただけでここに政界を去ることは、まことに自責の念にたえないものがあるのでございます。

内外の情勢を見ますに、今日ほど世界の各国と国内の民衆が日本の政治に関心と期待をかけている時期はないのでございます。そして日本の政治は、国民の総意を代表する国権最高の機関である諸君の国会に集中されております。私は切にお願いいたします。国会こそは新憲法の三大精神ともい

べき絶対平和と基本人権と民生安定の不動のとりでとなつていただきたいと思ふのであります。(拍手)議会議長主義と平和革命を政治的信條といたしまし努力によつて国民の間に国会の權威と信望とが確立されることを衷心から願ひたいとおるのであります。(拍手)

なお、私は、その経歴と性格から、文教政治と教育革命に特別の関心を注いで参りました。同時に私は、新しい日本の建設は政治制度と経済組織の改革だけでは完成されるものでなく、これがためには、人間革命とい

ますか、精神革命といひますか、新しい人間の育成が絶対に必要であると確信しておるのであります。(拍手)かつて本院が、第九十議会で、文教再建に関する決議において教育の尊重と教育権の独立を強調し、もつて政治における教育優先の原則を確立いたしましたのは、まづこの精神の表明にほかならないと思ひます。幸いに、祖国再建の精神の基礎をなす教育刷新の大事業は、諸君の全面的な御努力によつて、制度的にはほぼ完成いたしました。ただ、最後の、しかし重要な一環をなす標準義務教育費に関する法律と大学管理法とがまだできていないことは、何としても心残りでございます。

しかし、これもやがて諸君の教育への御理解と御協力によつて間もなく立法化されることを信じております。祖国再建の重大課題である教育革命の大業が制度上完成される日の近づいたことを思いながらここに政治を去ること、は、私の一つの大きな喜びであり慰めでもあるのでございます。(拍手)

以上私の議員辞任の事情を申し述べ、諸君の御了解を得るとともに、不敏

な私をして大過なくその職責を果させていたいただいた同僚諸君の厚誼と友情に感謝いたし、あわせて祖国再建と議會議員主義確立のため、さらに文教の復興と推進のため諸君の一段の御健闘と御協力とをお願いして、そして不肖私に對しましては相かわらずの御交情と御指導とをお願いいたしまして、私の言路を終りたいと存じます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 議員辭職願の可否は、衆議院規則第八十七條によりまして、討論を用いないで決するのであります。採決いたします。森戸辰男君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて辭職を許可するに決しました。(拍手)

永年在職議員表彰の件(議長発議)
○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたします。本院議員として在職二十五年に達せられました田中萬逸君に對し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任されたいと思ふのであります。この議長発議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。(拍手)

ここに議長の手元において起草いたしました文案があります。これを朗読いたします。

田中萬逸君 一言ごあいさつを申し上げます。

不肖私が二十五年間引続き議席を汚しておりましたゆゑをもちまして、ただいま院議をもつて御尊重なる表彰の御決議をいただきましたことは、まことに身に余る光榮でありまして、ただただ感激のほかほかではないのであります。

過去二十五年のあとを顧みまするに、いたづらに歳月を過したというのみでありまして、何ら国家に對し、はたまた憲政に對しす功績もなかつたことは慚愧にたえずるところであります。しかるに、かくのごとき決議を賜りましたゆゑのものは、まづたく選挙民諸君の終始からならざる、しかも永年にわたる御援助のためのものであり、さらにまた先輩並びに同僚諸君の御懇切なる御指導、御鞭撻によることは論ずるまでもなきことでありまして、私は平素より絶えず感謝をいたしておつたのであります。

今や民主政治確立の氣運に際会して感慨無量なるを覚ゆるとともに、われ／＼職責のいよ／＼重大なるを痛感するものであります。こいねがわくは、春秋に富ませられる諸君とともに、老鷲にむちうちまして、今後ますます祖国の再建と民主政治の暢達に盡さんことを深く期しておる次第であります。

ここに簡單ながらつつしみて感謝の意を表し、ごあいさついたします。(拍手)

映画産業振興に関する決議案(倉石忠雄君外四十名提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、倉石忠雄君外四十名提出、映画産業振興に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

映画産業振興に関する決議案

映画産業振興に関する決議案は、長い間みるべき施策がなく諸外国に比して不振のままに放任されている。映画は年間六億の観客を吸引し、一四〇億円を超える入場税収入の大半を占むる一大産業であるにもかかわらず、何らの積極的施策がなされず、特にその天然色化に對しては全く顧みられなかつた。

天然色映画は、單に大衆娯樂としてのみならず、學術研究、教育文化、外貨獲得並びに觀光宣伝用としても、従来の黑白映画に比較すべからざる効果がある。しかして今や世界のすう勢よりして、天然色なくして映画の価値をうん為することは許されぬ時代になつてゐる。これは高度の科学技術の文化面への適用である。しかるにわが国においては、諸外国に率先、つとに研究、試作がなさ

れ、しかも技術的により進歩しているにもかかわらず、未だに実用化されず、最新の平和的文化的産業としての真価を発揮し得ない現状にある。映画産業をかかる状態に放置しておくことは、文化国家建設途上のわが国として誠に遺憾といわねばならない。

よつて政府は、映画産業の社会的、文化的且つ産業經濟上の重要性にかんがみ、速やかに左記により積極的のその振興並びに天然色化の方策を講ずることを要望する。

記

一 映画産業振興のため必要且つ適正なる施策を確立すること。

〔田嶋好文君登壇〕
○田嶋好文君 ただいま上程になりました映画産業振興に関する決議案につきまして、提案者を代表いたしましてその趣旨弁明をいたしたいと思ひます。

まず案文を朗読いたします。

映画産業振興に関する決議案は、長い間みるべき施策がなく諸外国に比して不振のままに放任されている。映画は年間六億の観客を吸引し、一四〇億円を超える入場税収入の大半を占むる一大産業であるにもかかわらず、何らの積極的施策がなされず、特にその天然色化に對しては全く顧みられなかつた。

天然色映画は、單に大衆娯樂としてのみならず、學術研究、教育文化、外貨獲得並びに觀光宣伝用としても、従来の黑白映画に比較すべからざる効果がある。しかして今や世界のすう勢よりして、天然色なくして映画の価値をうん為することは許

されぬ時代になつてゐる。これは高度の科学技術の文化面への適用である。

しかるにわが国においては、諸外国に率先、つとに研究、試作がなされ、しかも技術的により進歩しているにもかかわらず、未だに実用化されず、最新の平和的文化的産業としての真価を發揮し得ない現状にある。映画産業を擁護し得ない現状にある。映画産業を擁護し得ない現状にある。映画産業を擁護し得ない現状にある。

よつて政府は、映画産業の社会的、文化的且つ産業経済上の重要性にかんがみ、速やかに左記により積極的にその振興並びに天然色化の方策を講ずることを要する。

記

一 映画産業振興のため必要且つ適正なる施策を確立すること。
右決議す。

皆様御存じのように、映画はわれわれ日常生活と切り離すことができないものなつておるのであります。それは年間延人員にいたしまして六億に達する観客の数がこれを端的に証明しておる通りであります。百四十億円を越える収入のうち映画入場税が大半を占めていることを思ひますれば、財源といふまでもなく映画産業は見直さなければならぬのであります。そうであるに、政府のこれに対する認識はきわめて薄く、戦前、戦後を通じて、わづかに文部大臣賞等の奨励金が與えられていたにすぎないのであります。産業部門としての取扱ひ、類別におきましても、その他諸産業と一括されて、まったく顧みられていないのであります。融資面に関しても、産業序列は二種産業のわけて取扱われていて、わが国の映画産業はど奪われること

と多く與えられることとすべきではないと言つても過言ではないのであります。

映画が四大産業の一つに数えられ、国家の保護助成を必要としない段階にあるアメリカはしばしばおきまして、諸外国の映画政策を見てみまうと、まずイギリスにおきましては映画法が施行されておるのであります。自国映画上映の義務を課しているほか、政府は映画法に基きまして、米貨二千万ドルの資金を製作業者に貸し出し、さらに最近は一千万ドル追加すると伝えられておるのであります。フランスでは、ブルーム・バートンズ映画協定によりまして米映画の輸入量が定められ、入場税、メートル税を財源といたしまして映画金庫より製作者に貸し出しを行い、イタリア、オランダ、オーストリア、メキシコ等も、莫大な補助金を出して、映画技術の向上映画産業の発達をはかつておるのであります。

なおまた入場税に關しましては、わが国のごとき高率な国はその例を見ないのであります。しかも映画製作は従来の白黒映画時代より天然色映画の競争時代に入りつつありますことは、皆様御存じの通りであります。

天然色映画は、單に大衆娯樂のみではなく、學術的研究、輸出貿易並びに観光宣伝用といつたとしても、従来の白黒映画に比較にならない効果を持つております。その上、もはや世界の趨勢から言ひますれば、白黒映画は完全に過去のものとなりつつありまして、天然色なくして映画の価値を云々することは許されない時代になつて参りました。今これを諸外国について見ますと、アメリカにおきましては、本年度は全映画用フィルム全量の三分の一が天然色となるものと推定され、ソ連邦におきましては、一部ニュース映画を除きまして白黒映画は影をひそ

あると伝えられるありさまで、イギリスにおきましてはまた「ヘンリー五世」や近着の「赤い靴」等に見られます通り、すばらしい天然色映画時代が現出しようとしておりますことは、皆様御承知の通りであります。まさに天然色フィルムの生産量こそ文化国家の水準を示す尺度であり、これなくしては文化国家という資格なしといつても過言ではないと思ふのであります。

しかるに、わが国の現状は皆様御承知の通りであります。研究や試作の点から申しますならば、かなり古くから富士フィルムや小西六写真工業会社などが始めておられるにもかかわらず、いまだに実用の域に達していないというところは、まことに残念しくと申さなければなりません。學術、貿易、観光等單に娯樂面のみからでなく、あらゆる部門で利用できるようにすること、これが要望されるゆゑんであります。従つて、わが国では何ゆゑに天然色映画が実用化されないかという原因を探究し、その隘路を打開すること、文化政策上の第一課題として、国会、政府の今すぐにも取上げべき問題であると信ずるのであります。

それにはいろいろと複雑な要因もありますが、何と申しましたも経済的に引合はれないといふことが第一で、このために、フィルム会社にしましては、映画製作会社にしましては、将来は天然色でなければならぬと思つておりながら、これを敬遠していることが重要な原因であります。経済的條件を改善いたしますならば、技術的には今ただちに一応の製品ができる現状であります。

これを数字によつて検討してみますならば、黒白映画と天然色映画の製作費と収益を比較してみますと容易に了解されることでありまして、普通八千

フィートの劇映画を例にとつてみますと、三十本のプリントをとるものと、黒白映画では一千五百万円余、天然色映画では四千万円余が製作にかかります。これに對しまして収益は三千万円ないし三千五百万円と推定されますので、現状では天然色映画がどうも現われぬ理由が明白であります。これは撮影費では大差がないにもかかわらず、フィルム代並びに複写プリント代が天然色では黒白の八倍以上もかかるためでありまして、その中に含まれてゐる現行五〇%のフィルムに對する物品税が大きく響いてゐるのであります。

そこで、天然色フィルム映画の製作が一応軌道に乗りますまで、この物品税を天然色フィルムに限つて免除することを、第一に提案いたしたいと思ひます。この免税によりまして、四千万円の製作費は三千八百二十万円程度に下がりますが、さらにまた映画興業資本が大なる犠牲を拂ふことなく競つて天然色映画に手をつけるまでには、どうしても一つの映画に六百万円程度の国家補助を必要とするとも言へしやう。

もちろんその期間は、おそらくは一、二年と想像されるのであります。フィルム生産能力から申しまして、一年せいふく二本以上はできませんから、国家補助を要します総額は、二本として一千二百万円程度にすぎないこととなります。これによりまして、二、三年後には日本の天然色映画の隆盛をたらし得ることを思ひますれば、國民といたしましては決して大なる負担ではないと考えられるのであります。

さらに一言申し上げたいことは外貨獲得に關してであります。伝えられるところによりますれば、外国映画一本について、わが国では最高二千万円、

米ドルにして六千万ドル前後支拂つてゐるのであります。わが国の映画輸出は戦後全然なく、あつたとしても外国に比べまして低級なために、価格がわずかに一本について一千九百ドルくらいで、いわば在米日米二世に見られていゝるにすぎない状態にあります。ところが、これを本格的にアメリカで上映できる程度の優秀な映画にしますれば、一本につきまして百万ドル以上の収入を得ることができるとが例でありまして、たとえば一九四七年一箇年間の統計を見ましても、フランスが百二本、イタリアが四十七本、英國が二十二本、ドイツにいたしましては十八本を対米輸出してゐる状態でありまして、日本はかりに十本輸出できますれば、一千万ドルの収入があることになつてゐるのであります。

このことは米國一國についてであります。その他の國についても、映画を輸出することが有利なこととはもちろんであります。映画は他の輸出品と異なりまして、収入金額のわずかに五分の一がその資材費にかかるにすぎないのであります。このことは他の輸出品にまつた見られない特徴でありまして、英、仏、伊は、この点から重要な輸出品目といたしまして、その発展に努力してゐる現状であります。

以上申し上げましたような理由で、物品税の免除と天然色映画製作に對する國家補助は、さしあたつてフィルム製造会社と映画製作会社を直接利益することにはなりますが、数年を出でずして日本國民全体の利益として返つて来ることを思はれるのであります。ここに、この際世界の進運に遅れないため、従来の映画行政に關する政府の方針を改めまして、映画産業発展に必要な、かつ適切な措置を講じ、現行五〇%の天然色フィルムに對する物品税

を免除して国産天然色映画市場への進出を助長し、積極的に外貨獲得の手段とし、あわせて国民の社会的文化的向上に資するため、文化国家国策第一号として、ぜひとも国会の名においてこの提案を御承認になり、早急な映画産業振興策の確立を要望するものであります。皆様の御賛同をお願いしてやみません。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際通商産業政務次官より発言を求められております。これを許します。通商産業政務次官宮崎靖君。

〔政府委員(宮崎靖君登壇)〕

○政府委員(宮崎靖君) ただいま満場一致御決議をいただきました映画産業振興の決議は、文化国家の建設を目ざしますわが国として、まことに適切なものであらうと考えております。特に貿易振興をねらつております通商産業省といしましては、天然色映画によります海外宣伝を試みたいと、ただいませつかくその準備を進めております。ことに御承知のように、本年度の予算におきましては、工業技術振興のために、十分とは申しがたいのであります。が、前年度の予算等に見られない予算を計上いたしまして、この技術振興に当りたいと思つておりますので、従いまして、天然色映画の製作につきましまして、まずもつて国立の研究機関におきまして十分研究いたしまして、民間の研究につきまして技術の指導等を提供いたしまして、十分御決議の御趣旨に合うように努力いたしたいと考えております。これをもつて、ただいまの

御決議に對しまする通商産業省所管の御答へいたします。(拍手)

第一 造船法案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、造船法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長稲田直道君。

造船法案

造船法

(目的)

第一條 この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(施設の新設)

第二條 総トン数百トン以上又は長さ二十五メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設しようとする者は、その工事の着手の日の一箇月前までに、施設の概要、工事計画、事業の種別及び事業計画を運輸大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、同項の工事が完了したときは、その日から二箇月以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等)

第三條 前條の施設を所有し、又は借り受けている者が、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて省令で定めるものを新設し、拡張し、又は移転しようとするときは、その工事の着手の日の一箇月前までに、設備の概要及び工事計画を運輸大臣に届け出なければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の届出をした者に準用する。

(推進性能試験)

第四條 運輸大臣は、推進機関を備える船舶を製造しようとする者の要求があつたときは、その船舶の設計について水そうによる推進性能試験を行わなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により推進性能試験を受けた設計に基いて船舶を製造した者の要求があつたときは、その船舶について実地による推進性能試験を行わなければならない。

3 運輸大臣は、推進性能試験を行うことを要求した者に對して、推進性能試験の結果を通報しなければならない。この場合において、運輸大臣は、必要があるとき認めるときは、設計の変更その他の勧告をすることができる。

4 第一項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する者は、手致料を納めなければならない。その額は、水そうによる推進性能試験については十萬円を、実地による推進性能試験については二萬円をこえない範囲内で省令で定める。

5 第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求した者は、推進性能試験に要した旅費の実費を納めなければならない。

(機関の性能試験)

第五條 運輸大臣は、新規の設計に基いて船舶用推進機関又は船舶用ボイラーを製造した者の要求があつたときは、その船舶用推進機関又は船舶用ボイラーについて性能試験を行わなければならない。

2 前項の規定による性能試験は、船舶用推進機関に関しては出力、操縦性、回転速度の調整及び振動について、船舶用ボイラーに関しては燃焼及び蒸発の効率について行う。

3 第一項の規定による性能試験を行うことを要求する者は、手致料を納めなければならない。その額は、二萬円をこえない範囲内で省令で定める。

4 第一項の規定による性能試験については、前條第三項及び第五項の規定を準用する。

(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)

第六條 左に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を運輸大臣に届け出なければならない。

一 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業

二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のものの製造又は修繕をする事業

三 軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業

四 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業

2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したときは、二箇月以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(業務に関する勧告)

第七條 運輸大臣は、前條第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、業務運営の改善及び企業原価の適正化等について意見を述べ、又は勧告をすることができる。

(技術に関する勧告)

第八條 運輸大臣は、第六條第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に關し造船技術審議會の議を経て必要な勧告をすることができる。

(情報等の提供)

第九條 運輸大臣は常に、広く造船技術に関する資料、情報等を集めて備へ置き、第六條第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に應じ、これを提供しなければならない。

(報告)

第十條 運輸大臣又は海運局長は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは装品又はこれらの部分品若しくは附屬品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告をさせることができる。

2 前項の場合において、運輸大臣又は海運局長は、報告をする者に對して、報告について必要な協力をしなければならない。

(現に事業を営む者の届出)

第十一條 この法律施行の際現に第六條第一項各号に掲げる事業を営む者は、この法律施行の日から二箇月以内に、その施設及び事業の概要を運輸大臣に届け出なければならない。

(罰則)

第十二條 左の各号の一に該當する者は、三萬円以下の罰金に處する。

一 第二條(第三條第二項において準用する場合を含む。)第三條第一項、第六條又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項の規定に違反して虚偽の報告をした者

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

造船法案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

〔稲田直道君登壇〕

○稲田直道君 たいだま議題となりました造船法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る三月二十九日、本委員会に付託せられまして、四月四日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審査いたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、わが国の造船技術は、戦時中の低質大量生産に災ひされたため、現在におきましては、世界の水準に及ばないことはもちろん、わが国戦前の域にさえ達していない実情でありますので、これが復旧並びに向上をはかるために、造船事業の円滑な運営を期するために、本法案を制定しようとするものであります。

その内容のおもなる点をあげますと、まず第一点といたしましては、一定の大きさ以上の鋼船を製造または修繕し得る施設あるいは設備を新設する場合においては、事前にその内容を届け出させまして適切な指導を行うこととしたものであります。次に第二点といたしましては、船型、推進機並びに機関等について性能試験を行うことによりまして造船船舶の優秀化をはかることにしたのであります。第三点といたしましては、造船事業の開始または休廃止に對して届出制を規定いたしまして、常に造船事業の現況を把握し得ることとしたのであります。第四点といたしましては、業務運営の改善並びに技術の向上をはかるために必要な報告を行ひ得ることとしたのであります。

次に本法案に対する質疑のおもなる点を申し上げますと、性能試験を奨励するために手数料を徴収しないようにしてはどうかとの質問に對しましては、政府委員より、目下のところ予算の關係上困難であると答弁がありました。また造船事業の開始に對して届出制をとつてゐるが、臨時船舶管理法施行規則において、これと同一内容の報告書を提出するように規定してゐる、従つてこの條文は削除すべきではないかとの質問に對しまして、政府委員より施行規則を改正する旨の答弁がありました。その他詳細は會議録に譲ることといたします。

〔上村進君登壇〕

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。上村進君。

○上村進君 私は、この造船法案に對して、日本共産党を代表して反對の意見を表明するものであります。

本法案は、わが国の遅れてゐる造船技術の向上に關し運輸大臣が適時適切な指導報告を行うとともに、恐慌の激化する世界海運市場の競争に十分耐え得るために、造船業及び関連産業に對し報告を徴し、経営の合理化、企業原価の引下げ、労働の管理等に遺憾のないよう意見を述べ、勧告することを規定したものであります。これこそ日本海運産業の軍事的、植民地的再編成をねらう吉田内閣の技術管理以外の何ものでもないものであります。

日本の海運業は、去る三月三日のスカジャツパ覚書による船舶の民営還元によつて未曾有の危機に直面してゐることは、皆さんの御承知の通りであります。すなわち、外航は形式的に許可されてゐるが、事実上のあらゆる制限と、國際独占資本の恐慌輸入と、飢餓輸出による國內産業の破壊と、荷動きの減退によつて、日本の船舶は、その二分の一に及ぶ八十五万トンの大量繁栄と、現在二万四千名に及ぶ船員の失業業者、さらに現船員の三分の一の一万余名の船員を整理することと相まつて、アメリカとの裸備船問題、あるいは英國からの古船購入問題が活発になつたことでも明らかなごとく、民営還元、自由運輸の掛しに陥れて、講和のなしくずしのもとに外航制限を半恒久化し、日本海運を國際独占資本の隷屬下に置かんとするものである。

造船業もこれと切り離して考えることはできないのであります。表面は單純な技術指導の立法化に見える本法案も、造船業及び関連産業に對し、事業計画はもちろん、生産、販売、労務及び施設にまで届出制、勧告制をとつて運輸大臣の権限を強化し、集中生産を強行し、この施行によつて中小造船業並びに関連産業の破壊をもたらす一方においては日本造船業を外國資本に奉仕させる技術の導入をはかり、日本造船業並びに関連産業を急速に隷屬化せしめんとするものである。

今や造船業は、日本の海運資本の買弁化と、加うるに鋼材の補給金廃止による値上り、また金利においては、イギリスの年間六百二十五万円に比べ四千六百二十五万円にも及ぶ見返り資金による金利高と、さらには今回の税制改革によつて、現在の船舶税の十三倍にもはね上る一隻一千万円の地方税負担による船舶高によつて、海運業者の完全なる造船意欲の喪失をもつて、まづたく崩壊の一途に迫り詰めてゐるのである。このときにおいて運輸大臣の権限が拡大強化され、施設や業務、技術に關する報告がなされた場合に、この報告に應じ得ぬ業者は實際問題に對して不利益をこうむると大臣が答弁されたことによつても明らかなごとく、みづからの力を持たぬ中小造船業者は、中小海運業者と同様に、当然破滅に迫り込まれることは明らかなことである。

この造船業の危機を打開するには、中国やソ同盟との貿易をやるより以外に道はないのである。たとえばノールウェーからの注文貨物船はトン当り八万六千四百トンにすぎないが、ソ同盟からの注文はトン当り十七万一千円で、実にノールウェーの注文価格の約二倍の高値であつて、一千トン級の船が十隻も来ている。この有利な取引が何ゆゑ許されないか。この最大の障害をなすのは、吉田内閣の事実上のなしくずし講和の買弁政策である。従つて、造船業の眞の発展をはかる道は全面講和の急速な實現以外にないことは明らかである。

わが党は、以上の理由によつて、この法案に絕對に反對するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案(法務委員長提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二、弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。法務委員会理事北川定務君。

弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案

弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五條第三号に規定する大

学は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているもの、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学及び旧満洲国建国大学とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔北川定務君登壇〕

○北川定務君 ただいま上程になりました弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案の提案理由を説明いたします。

弁護士法は、さきに第五国会において成立したものであります。付屬法律としては、ただ一つ、いかなる大学の教授または助教が弁護士の資格を有するかを定める法律を制定することが残されていたわけであります。そこで、法務委員会においては、二月十四日、弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案に関する小委員会をつくり、立案起草に当り、小委員会を開くこと数回、遂に三月二十八日関係方面の了解を得て、その小委員会案を四月十五日法務委員会の成案としたわけであります。

さてその内容を申し上げますと、弁護士になれる大学教授の大学を指定するにあつて二つの方法があります。一つは、抽象的、原則的、総括的に大学制度によつて大学を指定する方法であります。この方法によるときは、適格のある大学が制度的に定まるわけであり、以後大学は文部省の学校教育令や旧大学令によつて決定されて行くわけであり、裁判所施行法では、裁判官になる資格ある大学教授を定めるにあつて、この方法によつてゐるのであります。他の一つの方法

は、具体的、列挙的、個別的に大学を指定する方法であります。これによると、毎年または毎国会に法律を改正して行かねばなりません。しかし小委員会においては、両方法を比較調査した結果二つの方法は、現実に弁護士の登録申請があつた場合には、結果においてほぼ同様であることが判明したわけであり、また、立法技術としては第一の方法がよいので、この方法を採用したわけであります。條文についてはわずかに箇條でありますので、特に説明する要もなく、ごらん願へばおわかりになることと思ひます。

右簡單ながら提案理由を申し上げます。この法案は法務委員会で全会一致をもつて賛成を得たのであります。何とぞ議員諸君の御賛成をお願いいたします次第であります。

○議長（幣原喜重郎君） 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第三 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（幣原喜重郎君） 日程第三、恩給法等の一部を改正する法律案、日程第四、通商産業省設置法等の一部を改正する法律案、日程第五、経済安定本部設置法の一部を改正する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。

します。委員長の報告を求めます。内閣委員長鈴木良君。

恩給法等の一部を改正する法律案、恩給法等の一部を改正する法律案、恩給法等の一部を改正する法律案

目次

第一條 恩給法の一部改正

第二條 恩給法臨時特例の一部改正

第三條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部改正

第四條 警察法附則中恩給法の適用に関する部分の改正

第五條 消防組職法附則中恩給法の適用に関する部分の改正

第六條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第八十五号）の一部改正

第七條 教育委員会法附則中恩給法の適用に関する部分の改正

第八條 教育公務員特例法附則中恩給法の適用に関する部分の改正

第九條 恩給法の一部を改正する法律（昭和八年法律第五十号）の一部改正

附則第一項 施行期日

附則第二項から第七項まで 恩給年額の改定

附則第八項 特定郵便局長の旧在職年の通算

附則第九項 公立図書館の職員に対する恩給法の適用

附則第十項 都道府県の職員に対する恩給法の適用の特例

附則第十一項 都道府県立の教養院の職員に対する恩給法の適用

第一條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條第三項を削る。

第二十三條第三号中「法務庁事務官」を「法務府事務官」に、同條第四号中「皇宮警部補又ハ皇宮警手」を「皇宮警部補、皇宮警士部長又ハ皇宮警士」に改め、同條に次の一号を加える。

五 海上保安士タル海上保安官

第三十八條ノ四第一項に次の一号を加える。

六 海上保安庁ノ木船ニシテ排水量百五十噸以下ノ巡視船又ハ排水量二百五十噸以下ノ掃海船タルモノノ乗員トシテノ勤務

第八十二條第三項中「第五項」を「第四項」に改める。

第八十二條ノ二中「人事委員会規則」を「人事院規則」に改める。

別表第一号表（三）に一月ヲ加算スベキモノ中「東京都八丈島鳥島」を「東京都八丈島鳥島、に、宗像郡静岡県、賀茂郡、神子元島」を加める。

五 職務ヲ以テ海難又ハ火災其ノ他ノ災害ニ因ル危難ヲ救助又ハ防止スルニ当リ危険ヲ予断シ得ルニ拘ラズ之ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル為受ケタル傷病疾病

六 職務ヲ以テ機雷ノ掃海作業ニ従事中ニ受ケタル機雷ニ因ル傷病疾病

第二條 恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「人事委員会規則」を「人事院規則」に改める。

則「を」人事院規則に改める。

第三條第一項中「一万五千元」を「三万円」に、「十五万円」を「二十万円」に、「十六万五千元」を「二十万円」に、「十八万円」を「二十六万円」に、「二十四万円」を「三十五万円」に、「三十万円」を「四十五万円」に改め、同條第二項中「第九條及び第十條」を「第九條から第十條の七まで」に改める。

第七條第一項及び第八條第二項中「二十四万円」を「四十八万円」に改める。

第三條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十條中「引き続き」を「府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合」の下に「（その公務員が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合を含む。）」を加え、「これを従前の身分のまま勤続するものとみなし」を「これを文官として勤続するものとみなし」に改め、同條に次の三項を加える。

前項の都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員とは、これらの地方公共団体の職員で左の各号に掲げるものをいう。

一 知事若しくは区長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役又は副出納長若しくは副収入役

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二條に規定する吏員又は同法第

二百八十三條の規定により同法第七十二條の規定が適用される吏員（これらの吏員のうち公立図書館又は都道府県立の教養院の職員である者を除く。）

三 議会の書記長又は書記

四 選挙管理委員会の書記

五 監査委員の事務を補助する書記

六 教育委員会の教育長又は教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第四十五條に規定する職員

第一項の規定により恩給法第十二條、第十六條、第十八條又は第五十九條の規定を適用する場合においては、国庫から俸給を受ける公務員、国庫から俸給を受ける公務員とみなされる者又は同法第十二條第二号に掲げる公立学校以外の公立学校若しくは公立図書館の職員が前項各号に掲げる職員となつたときは、その職員は、これを国庫から俸給を受ける者とみなし、都道府県から俸給を受ける公務員、都道府県から俸給を受ける公務員とみなされる者又は同法第十二條第二号に掲げる公立学校の職員が前項各号に掲げる職員となつたときは、その職員は、現にこれに俸給を受ける都道府県から俸給を受ける者とみなす。

都道府県から俸給を受ける者のうち前項の規定により国庫から俸給を受ける者とみなされる者の恩給法第五十九條の規定の適用により国庫に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際、その計算を明らかにする仕訳書を添附して毎翌月十日まで

に、これを歳入徴収官に納付しなければならぬ。

第四條 警察法（昭和二十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「警視庁又は道府県警察部」を「内務局、中央警察学校、地方警察学校、警視庁又は道府県警察部」に改め、「引続き市町村警察の職員となつた場合」の下に「（その官吏が引続き恩給法第十九條第一項に規定する公務員である国家地方警察の職員又は市町村警察の職員として在職し、更に引続き市町村警察の職員となつた場合を含む。）」を加え、

「これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を適用する。」を「これを同法第十九條第一項に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。」に改め、同項後段を削り、同條第二項中「都道府県の職員が、引続き国家地方警察の職員となつた場合には、」を「官吏であつて都道府県の退職料に関する條例の規定の適用を受ける者が、引続き国家地方警察の職員となつた場合において、その條例の規定による退職給付を受けないときは、」に、「公務員」と「同法第十九條第一項に規定する公務員」に改め、同項を第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。

前項の市町村警察の職員とは、市町村警察の職員で左の各号に掲げるものをいう。
一 巡査部長又は巡査である警察吏員
二 警部補である警察吏員
三 警察長又は前二号に掲げる

者以外の警察吏員
四 第四十六條第三項但書第二段の専門家、技術者又は書記

第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号及び第二号に掲げる職員は、これを恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員とみなし、前項第三号及び第四号に掲げる職員は、これを同法第二十條第一項に規定する文官とみなす。

第一項の規定により恩給法第十二條、第十六條、第十八條又は第五十九條の規定を適用する場合においては、第二項第一号に掲げる職員は、現にこれに俸給を受ける都又は現にこれに俸給を受ける市町村の所在地を管轄する都道府県から俸給を受ける者とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は、これを国庫から俸給を受ける者とみなし、同項第四号に掲げる職員については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條第三項の規定を適用する。この場合において、同條第四項中「現にこれに俸給を受ける都道府県」とあるのは、「現にこれに俸給を受ける都又は現にこれに俸給を受ける市町村の所在地を管轄する都道府県」と読み替へるものとする。

都道府県から俸給を受ける者のうち前項の規定により国庫から俸給を受ける者とみなされる者又は市町村から俸給を受ける者のうち前項の規定により国庫から俸給を受ける者の恩給法第五十九條の規定の適用により国庫又は都道府県に納付すべき金額の收

入手続については、左の例による。
一 国庫から俸給を受ける者とみなされる者の国庫に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際、その計算を明らかにする仕訳書を添附して毎翌月十日までに、これを歳入徴収官に納付しなければならぬ。

二 都道府県から俸給を受ける者とみなされる者の都道府県に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際、その支拂をする吏員がこれを控除し、当該都道府県の定めるところにより、その納付の手続をしなければならぬ。

第五條 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
附則第三十一條中「引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合」の下に「（その官吏が引き続き恩給法第十九條第一項に規定する公務員である国家消防庁若しくは国家地方警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。）」を加え、「これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を適用する。」を「これを同法第十九條第一項に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員

で左の各号に掲げるものをいう。
一 消防士長又は消防士である消防吏員
二 消防司令補である消防吏員
三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員
四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

警察法（昭和二十二年法律第九十六号）附則第七條第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に適用する。この場合において、同法同條第四項中「現にこれに俸給を受ける都」とあるのは、「現にこれに俸給を受ける都道府県」と、同條第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは、「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替へるものとする。

第六條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
附則第十條中「引き続き市立保健所の職員となつた場合」の下に「（その都道府県の保健衛生に関する事務に従事する職員が引き続き都道府県の保健衛生に関する事務に従事する職員又は市立保健所の職員として在職し、更に引き続き市立保健所の職員となつた場合を含む。）」を加え、「これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、」と「これを文官として勤続するものとみなし」に改め、同條に次の一項を加える。

警察法（昭和二十二年法律第九十六号）附則第七條第四項の規定のうち同法同條第二項第四号に掲げる職員に関する部分及び同條第五項の規定は、前項

の規定を適用する場合に準用する。

第七條 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八十四條中「引き続き当該公立学校の事務職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を準用する。」を「引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合（その地方事務官が引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十二條に規定する教育職員若しくは準教育職員又はこれらの職員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合を含む。）には、これを同法第二十二條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。」に改め、同條後段を削る。

第八條 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二條中「公務員」を「公務員又は準公務員」に改め、「引き続き公立の学校の職員となつた場合」の下に「その公務員又は準公務員が引き続き同法第十九條に規定する公務員若しくは準公務員又はこれらの者とみなされる者として在職し、更に引き続き公立の学校の職員となつた場合を含む。」を加え、「教育職員」を「教育職員又は準教育職員」に改め、同條に次の二項を加える。

2 前項の公立の学校の職員とは、左の各号に掲げる者をいう。

一 公立の大学の学長、教授、助教、常時勤務に服することとを要する講師又は助手

二 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭

三 公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四 第二号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師

五 第三号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号から第三号までに掲げる職員は、恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員とみなし、前項第四号及び第五号に掲げる職員は、同法第二十二條第二項に規定する準教育職員とみなす。

第九條 恩給法の一部を改正する法律（昭和八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二條中恩給法臨時特例第三條の改正規定は、昭和二十五年七月分の恩給から適用し、第一條中恩給法第二十三條第五号の改正規定は昭和二十四年七月一日から、第二條中恩給法臨時特例第七條第一項及び第八條第二項

の改正規定は昭和二十五年一月一日から、附則第八項の規定は昭和二十三年一月一日から、附則第九項の規定は昭和二十二年五月三日から、附則第十項の規定は昭和二十三年九月一日から、附則第十一項の規定は昭和二十五年四月一日から、それぞれ適用する。

（恩給年額の改正）

2 昭和二十三年十一月三十日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、旧特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の規定による俸給を受けた者、裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族の恩給であつて同年十一月一日以後給與事由の生じたものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。

一 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給については、第二号及び第三号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額を出して得た年額

二 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給で内閣總理大臣若しくは日本国憲法第七條の規定による認証官（裁判官を除く。）又はこれらの者の遺族に係るもの（親任官又はその遺族の恩給であつて昭和二十二年五月二日以前に給與事由の生じたものを含む。）については、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額を出して得た年額

三 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給で旧裁判官の報酬等の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）若しくは裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の規定による俸給を受けた裁判官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額を出して得た年額

四 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給については、第五号及び第六号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第四号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額を出して得た年額

五 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給で内閣總理大臣等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第五十五号）の規定による俸給を受けた者又はその遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第五号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額を出して得た年額

六 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給で裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第六号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額を出して得た年額

の年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第六号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

3 昭和二十三年十一月一日から昭和二十四年十二月三十一日まで給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料で裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が十七万七千六百円をこえるものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を、その計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第七号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

4 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に給與事由の生じた増加恩給若しくは傷病年金又は扶助料に対する扶養家族又は扶養遺族の員数による加給の年額を計算する場合においては、同年同月分までに係るその年額の計算については、なお従前の例による。

6 前項に規定する加給については、昭和二十五年一月分以降、その年額を恩給法臨時特例第七條第一項又は第八條第二項の改正規定を適用して算出して得た年額に改定する。

7 前項の規定による加給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。但し、恩給法臨時特例附則第二十一條但書の規定による請求をしていない受給者につい

ては、この限りでない。
(特定郵便局長の旧在職年の通算)
8 昭和二十二年十二月三十一日現在において恩給法第二十條第二項に規定する準文官としての特定郵便局長であつた者が引き続き同條第一項に規定する文官としての特定郵便局長となつた場合においては、その文官としての就職に接続する当該準文官としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を同法第十九條第一項に規定する

公務員としての在職年数に通算する。
(公立図書館の職員に対する恩給法の適用)
9 昭和二十二年五月二日現在において恩給法第十九條第一項に規定する公務員であつた者が引き続き公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合(その公務員が引き続き同法第十九條第一項に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合を含む。)においては、同法第二十二條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。
(都道府県立の職員に対する恩給法の適用の特例)
10 昭和二十三年八月三十一日現在において建設省建築出張所に勤務する官吏であつた者が引き続き

都道府県たる普通地方公共団体の職員となつた場合においては、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を適用する。
(都道府県立の教護院の職員に対する恩給法の適用)
11 昭和二十五年三月三十一日現在において都道府県立の教護院に勤務する恩給法第十九條第一項に規定する公務員であつた者が引き続き

いて都道府県立の教護院の院長、教護、医師、教母又は書記となつた場合(その公務員が引き続き同法第十九條第一項に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き都道府県立の教護院の院長、教護、医師、教母又は書記となつた場合を含む。)においては、同法第二十四條に規定する待遇職員であつて都道府県から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。

ては、この限りでない。
(特定郵便局長の旧在職年の通算)
8 昭和二十二年十二月三十一日現在において恩給法第二十條第二項に規定する準文官としての特定郵便局長であつた者が引き続き同條第一項に規定する文官としての特定郵便局長となつた場合においては、その文官としての就職に接続する当該準文官としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を同法第十九條第一項に規定する

(別表)
第一号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
一四、四〇〇 円	三八、二〇八 円
一五、八四〇	四〇、四二八
一七、二八〇	四二、七八〇
一八、七二〇	四五、二六四
二〇、一六〇	四七、八九二
二二、〇八〇	五〇、六七六
二四、〇〇〇	五三、六一六
二五、九二〇	五六、七二四
二七、八四〇	六〇、〇二四
二九、七六〇	六三、五〇四
三一、六八〇	六七、二〇〇
三三、六〇〇	六九、二二〇
三六、〇〇〇	七三、二二八
三八、四〇〇	七七、三七六
四〇、八〇〇	八一、八六七
四三、二〇〇	八六、六二八
四五、六〇〇	九一、六五六
四八、〇〇〇	九六、九八四
五〇、四〇〇	一〇二、六二二
五二、八〇〇	一〇八、五六四
五五、二〇〇	一一四、八七六
五七、六〇〇	一二一、五四八
六二、四〇〇	一二八、六〇四

第二号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
八六、四〇〇 円	一五九、二〇〇 円
九一、二〇〇	一七三、六〇〇
九六、〇〇〇	一八八、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	二〇四、〇〇〇
一〇四、〇〇〇	二二〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が八六、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の三百倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一四、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の二百六十五倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が九六、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の百分の二百十倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

六七、二〇〇	一三六、〇六八
七二、〇〇〇	一四三、九七六
七六、八〇〇	一五二、三四〇
八一、六〇〇	一六五、七九二
八六、四〇〇	一七五、四二八
九一、二〇〇	一八五、六〇四
九六、〇〇〇	二〇二、〇〇八

第三号表

(イ) 判事補又はその遺族の恩給

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
三三、六〇〇 円	七九、五九六 円
四〇、八〇〇	九一、六五六
四八、〇〇〇	一一一、六七二
五二、八〇〇	一二八、六〇四
五七、六〇〇	一四八、〇九二
六二、四〇〇	一七〇、五四四

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が三三、六〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の二百三十六倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

(ロ) 簡易裁判所判事又はその遺族の恩給

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
四八、〇〇〇 円	七九、五九六 円
五二、八〇〇	九一、六五六
五七、六〇〇	一一一、六七二
六二、四〇〇	一二八、六〇四
六七、二〇〇	一四八、〇九二
七二、〇〇〇	一七〇、五四四
八一、六〇〇	一九六、八〇〇
八六、四〇〇	二一八、四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が四八、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の百六十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

(ハ) 裁判官又はその遺族の恩給であつて前二表に規定するものの以外のもの

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
六二、四〇〇 円	一九六、八〇〇 円
六七、二〇〇	二一八、四〇〇
七二、〇〇〇	二三八、〇〇〇
八一、六〇〇	二四〇、〇〇〇
八六、四〇〇	二六四、〇〇〇
九六、〇〇〇	二七六、〇〇〇
一二〇、〇〇〇	二八八、〇〇〇
一四四、〇〇〇	四八〇、〇〇〇

第四号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給額が二二〇、〇〇〇円である場合において退職時における俸給年額が二八、八〇〇円以上であつた者に係る恩給については、この表記載の仮定俸給年額にかかわらず、退職時における俸給年額が二八、八〇〇円であつた者に係るものについては三四五、六〇〇円を、退職時における俸給年額が二九、八八〇円であつた者に係るものについては三六四、八〇〇円を、退職時における俸給年額が三〇、〇〇〇円であつた者に係るものについては三八四、〇〇〇円を、それぞれ仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が六二、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の三百十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
二二、四〇〇 円	三八、二〇八 円
二四、二四〇	三九、三〇〇
二四、九六〇	四〇、四二八
二五、八〇〇	四一、五九二
二六、五二〇	四二、七八〇
二七、三六〇	四四、〇〇四
二八、〇八〇	四五、二六四
二八、九二〇	四六、五六〇
二九、六四〇	四七、八九二
三〇、四八〇	四九、二六〇
三一、二〇〇	五〇、六七六
三一、〇四〇	五一、二一八
三二、七六〇	五三、六一六
三三、六〇〇	五五、一五二
三四、三二〇	五六、七二四
三五、八八〇	五八、三五六
三七、四四〇	六〇、〇二四
三九、〇〇〇	六一、七四〇
四〇、五六〇	六三、五〇四
四二、一二〇	六五、三二八
四三、六八〇	六七、二〇〇
四五、二四〇	六九、一二〇
四六、八〇〇	七一、一〇〇
四八、三六〇	七三、二二八
四九、九二〇	七五、二二八

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が二三、四〇〇円未満の場合においては、その俸給

五二、四八〇	七七、三七六
五三、〇四〇	七九、五九六
五四、六〇〇	八一、八七六
五六、一六〇	八四、二一六
五七、七二〇	八六、六二八
五九、二八〇	八九、一一二
六〇、八四〇	九一、六五六
六二、四〇〇	九四、二八四
六三、九六〇	九六、九八四
六五、五二〇	九九、七五六
六七、〇八〇	一〇二、六一二
六八、六四〇	一〇五、五五二
七一、七六〇	一〇八、五六四
七四、八八〇	一一一、六七二
七八、〇〇〇	一一四、八七六
八一、一二〇	一一八、一六四
八四、二四〇	一二一、五四八
八七、三六〇	一二五、〇二八
九〇、四八〇	一二八、六〇四
九三、六〇〇	一三二、二八八
九六、七二〇	一三六、〇六八
九九、八四〇	一三九、九六八
一〇二、九六〇	一四三、九七六
一〇六、〇八〇	一四八、〇九二
一〇九、二〇〇	一五二、三四〇
一一二、三二〇	一五六、六九六
一一五、四四〇	一六一、一八四
一一八、五六〇	一六五、七九二
一二一、六八〇	一七〇、五四四
一二四、八〇〇	一七五、四二八
一二七、〇四〇	一八〇、四四四
一三〇、二八〇	一八五、六〇四
一三三、五二〇	一九〇、九二〇
一三六、七六〇	一九六、三八〇
一四〇、〇〇〇	二〇二、〇〇八

年額の百分の百六十三倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一五六、〇〇〇円を超える場合においては、その俸給年額の百分の百二十九倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

第五号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
一八〇、〇〇〇円	二八八、〇〇〇円
二一六、〇〇〇	三四五、六〇〇
二四〇、〇〇〇	三八四、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その俸給年額の百分の百六十倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

第六号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
四六、八〇〇円	六九、一二〇円
五四、六〇〇	七九、五九六
六二、四〇〇	九一、六五六
七〇、二〇〇	一〇二、六一二
七八、〇〇〇	一一一、六七二
九三、六〇〇	一二八、六〇四
一〇九、二〇〇	一四八、〇九二
一二四、八〇〇	一七〇、五四四
一四〇、四〇〇	一八〇、四四四
一五六、〇〇〇	一九六、八〇〇
一七一、六〇〇	二一八、四〇〇
一八七、二〇〇	二四〇、〇〇〇
二〇二、八〇〇	二六四、〇〇〇
二一八、四〇〇	二八八、〇〇〇
二六五、二〇〇	三二六、四〇〇
二八〇、八〇〇	三四五、六〇〇
二九六、四〇〇	三八四、〇〇〇
三一二、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
三九〇、〇〇〇	

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に對應する假定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が四六、八〇〇円未満の場合においては、その年額の百分の百四十七倍に相當する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨て。）を假定俸給年額とする。

第七号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
六六、〇〇〇円	六九、二二〇円
七二、〇〇〇	七九、五九六
八〇、四〇〇	九一、六五六

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に對應する假定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が六六、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の百分の百四十七倍に相當する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨て。）を假定俸給年額とする。

九一、二〇〇	一〇二、六二二
一〇三、二〇〇	一一、六七二
一二〇、〇〇〇	一二八、六〇四
一三九、二〇〇	一四八、〇九二
一五八、四〇〇	一七〇、五四四
一七七、六〇〇	一八〇、四四四

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

（通商産業省設置法の改正）

第一條 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

目次中（第五條 第十五條）を（第五條 第十五條の二）に改める。

第三條第二号の次に次の一号を加え、同條第八号中「及び工業品規格」を削る。

二の二 商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ

旋及び助成に関する事務

第四條第一項第十四号中「許可すること。」を「制限し、又は禁止すること。」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 輸出及び輸入に關し、税関長を指揮監督すること。

第五條第一項中「八局」を「九局」

に、「通商鉄鋼局」を「通商鉄鋼局業務局」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に調査統計部を、通商振興局に経理部を、通商機械局に電気通信機械部及び車両部を、通商化学局に化学肥料部を置く。

第六條第五項中「及び通商纖維局」を、「通商企業局及び臨時通商業務局」に改める。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」の下に、「米國對日援助物資等處理特別会計」を加え、同項第八号を次のように改め、同條第二項中「第八号から第十号まで」を「第八号及び第九号」に改める。

八 調査及び統計の基本に関すること並びに調査及び統計の総合調整に関すること。

第八條第一号中「及び計画」を、「計画及び手続」に改め、同條第四号中「事業を行うこと。」の下に「（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 輸出及び輸入に關する税関長の指揮監督に関すること。

第十條第一項第八号の次に次の一号を加え、同項第九号中「賠償の実施の下に」及び賠償施設の活用」を加え、同條第二項を削る。

八の二 連合軍に對する役務の提供及び物資の供給に関すること。（通商振興局及び特別調達庁の所掌に係ることを除く。）

第十一條第一号中「輸出の増進」を「輸出及び輸入の増進」に改め、同條に次の一号を加える。

五 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十二條第一号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十三條第一項第一号及び第三号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同項に次の一号を加える。

七 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十四條第一項第一号及び第二

号中「輸出」を「輸出、輸入」に改め、同項第七号中「（火災類の所持の取締に関するものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

九 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十五條第一号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第二章第一節第十五條の次に次の一條を加える。

（臨時通商業務局の事務）第十五條の二 臨時通商業務局においては、左の事務をつかさどる。

一 米國對日援助物資の引取、保管、売却その他輸入に關する事業を行うこと。

二 米國對日援助物資等處理特別会計の経理を行うこと。

第三十五條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋藏量の調査に関すること。

第三十五條に次の一項を加える。2 施設部においては、前項第五号及び第五号の二に掲げる事務

但し、附則第二項及び第三項の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

(7) 附則第二項中「この法律施行の際、昭和二十五年三月三十一日において」に改める。

(8) 附則第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和二十五年三月三十一日において、都道府県の商工資材事務所の用に供していた国の所有に属する物品であつて、通商産業大臣の指定するものは、当該商工資材事務所の所在する都道府県に無償で譲與するものとする。

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法の一部を改正する法律

経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次第二章中「第三節 地方支部分局(第十六條―第十八條)」を「第三節 削除」に、第三章第一節中「第三款 地方支部分局(第二十八條―第三十一條)」を「第三款 削除」に改め、第四章を第五章とし、第三章の次に次のように加える。

第四章 地方支部分局

第一節 管区経済局(第三十四條の二―第三十四條の五)

第二節 地方経済調査局(第三十四條の六―第三十四條の八)

第四條第四号を次のように改める。

四 経済法令(経済調査法(昭和二十三年法律第百六号)別表に掲げる法令及び政令で指定する法令並びにこれらの法令に基づいて発せられた命令をいう。以下同じ。)(の効力の確保

第五條第十六号中「船舶公団法(昭和二十二年法律第五十二号)、配炭公団法(昭和二十二年法律第五十六号)」及び「酒類配給公団法(昭和二十二年法律第七十二号)、食料品配給公団法(昭和二十二年法律第

二百一十号)、飼料配給公団法(昭和二十二年法律第百二十二号)」を削る。

同條第二十二号中「物価統制令第十九條に規定する差益及び」を削る。

同條第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四 経済法令の効力の確保に關する計画の立案をすること。

二十五 経済法令の運用に關する行政機関等の監督を行うこと。

同條第三十号を次のように改める。

三十 行政機関等が保有する物資の調査並びに不正保有物資の調査及び活用を促進すること。

第六條第一項中「動力局を生活物資局」を

「産業局」に改める。

第七條第三項を次のように改める。

三 産業局に次長二人、民生局、財政金融局及び貿易局にそれぞれ次長一人、建設交通部に次長二人を置く。各局長は、局長を助け、局務を整理する。

第八條第一項第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第九條を次のように改める。

(産業局の事務)

第九條 産業局においては、左の事務をつかさどる。

一 産業に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 企業の育成及び合理化に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三 物資(電力を含む。以下同じ。)の需給に關する政策及び計画の総括をすること。

四 物資の生産、割当及び配給(他局の所掌に属するものを除く)に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

五 産業並びに企業の育成及び合理化に關する関係各行政機関の事務並びに前号に規定する物資の生産、割当及び配給に關する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條の見出しを「(民生局の事務)」に、同條中「生活物資局」を「民生局」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 国民の合理的な生活水準の策定並びに国民の生活水準の改善

その他国民生活の安定に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

同條第三号中「(石炭、石油、ガス、コークス及び電力の家庭用の割当及び配給を含む。)」を削る。

同條第四号中「(物的生活水準)」を「生活水準」に改める。

第十二條中第三号を削り、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に第三号及び第四号として次の二号を加える。

三 企業会計の基準の設定及び維持に關する基本方針を策定すること。

四 前三号に掲げる財政、通貨、金融、企業及び金融機関の再建整備並びに企業会計の基準の設定及び維持に關する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

第十三條に次の一号を加える。

三 閣僚審議會令(昭和二十四年政令第三百七十六号)第五條及び第六條の規定により、外国為替予算案を準備し、その他閣僚審議會の事務を処理すること。

第十五條の表中通貨発行審議會の項の次に次の四項を加える。

第二章第三節の節名及び第十六條から第十八條までを次のように改める。

第三節 削除

第十六條から第十八條まで 削除

第三章第一節第三款の款名及び第二十八條から第三十一條までを次のように改める。

第三款 削除

第二十八條から第三十一條まで 削除

第四章を第五章とし、第三十四條の次に第四章として次の一章を加える。

第四章 地方支部分局

第一節 管区経済局

(管区経済局)

第三十四條の二 経済安定本部に、本部、物価庁及び経済調査庁の地方支部分局として、管区経済局を置く。

(所掌事務)

第三十四條の三 管区経済局は、本部、物価庁及び経済調査庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

企業会計基準審議會

企業会計の基準の設定及び維持並びに企業会計制度の整備改善に關し、調査審議し、總裁に対し、必要な勧告及び報告を行うこと。

国民所得調査連絡協議会

国民所得の調査方法及び資料に關し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に対し、建議すること。

河川総合開発調査協議会

重要河川の総合開発の計画の立案に關し、関係各行政機関及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に対し、建議すること。

土地調査準備会

国土の総合調査を行うための準備に關し、基礎資料の収集整理及び調査方法の審議を行い、總裁に対し、必要な勧告及び報告を行うこと。

- 一 本部の所掌事務のうち、関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に關すること。
二 価格等の統制その他の物価に關する事務を行うこと。
三 経済調査庁法第一條各号及び第一條の二に規定する事務に關すること。
2 管区経済局長は、前項第一号に掲げる事務については経済安定本部総務長官の、同項第二号に掲げる事務については物価庁長官の、同項第三号に掲げる事務については経済調査庁長官の指揮を受ける。

第三十四條の四 管区経済局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌管区経済局	札幌市	北海道
仙台管区経済局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

(内部部局)
第三十四條の五 管区経済局に、左の四部を置く。

- 調整部
物価部
監査部
査察部

2 前項に定めるものを除く外、管区経済局の内部部局の組織の細目は、経済安定本部令で定める。

第二節 地方経済調査局
(地方経済調査局)

第三十四條の六 管区経済局に、その所掌する事務の一部を分掌させるため、都府県の区域ごとに一の地方経済調査局を、北海道に四以上の地方経済調査局を置く。

(所掌事務)
第三十四條の七 地方経済調査局は、管区経済局の所掌事務のうち、第三十四條の三第一項第三号に規定する事務を分掌する。

(名称、位置、管轄区域及び内部組織)
第三十四條の八 地方経済調査局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、経済調査庁法に規定するものを除く外、経済安定本部令で定める。

附則中第二項から第五項まで及び第七項から第十一項までを削り、第六項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)及び国家公務員のための国設宿舍(昭和二十三年法律第六十九号)に關する法律(昭和二十四年法律第十七号)」に改め、同項を第二項とする。

1 この法律中第四條第四号、第五條第十六号、第二十四号、第二十五号及び第三十号、第三十五條、第三十四條の三第一項第三号、第三十四條の七並びに経済安定本部設置法附則第二項から同法附則第十一項までの改正規定は、公布の日から、其の他の規定は、昭和二十五年六月一日から施行する。この場合において、昭和二十五年五月三十一日までは、第三十四條の三第一項第三号及び第三十四條の七の規定の適用については、「管区経済局」とあるのは「管区経済調査庁」と、「地方経済調査局」とあるのは「地方経済調査庁」と読み替へるものとする。

附 則

2 第二章第三節及び第三章第一節

第三十條並びに第三十四條の二の改正規定施行の際、現に地方経済安定局、地方物価局若しくは管区経済調査庁又は地方経済調査庁の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、それぞれ管区経済局又は地方経済調査局の相当の職員となるものとする。

第三十條並びに第三十四條の二の改正規定施行の際、現に地方経済安定局、地方物価局若しくは管区経済調査庁又は地方経済調査庁の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、それぞれ管区経済局又は地方経済調査局の相当の職員となるものとする。

3 経済安定本部設置法第三章第一節に規定する物価庁は、昭和二十六年四月一日において同法第二章第六節に規定する内部部局に組織替えされるべきものとし、その組織替えについては、同日前において、立法措置がなされるべきものとする。

4 物価統制令(昭和二十一年勅令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第十九條を次のように改める。
第十九條 削除
第二十一條中「前二條を「前條」に、「第十九條ノ差益又ハ前條を「同條」に改める。
第二十二條中「第十九條又ハ」及び「差益又ハ」を削る。
第二十三條中「第十九條又ハ」を削る。
第三十條及び第三十一條中「物価庁地方物価事務局を」管区経済局に改める。

東京管区経済局	東京都	東京都	茨城県	群馬県	栃木県	埼玉県	千葉県	神奈川県
名古屋管区経済局	名古屋市	静岡県	岐阜県	愛知県	三重県	富山県	石川県	
大阪管区経済局	大阪市	京都府	大阪府	福井県	滋賀県	兵庫県	奈良県	和歌山県
広島管区経済局	広島市	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県		
高松管区経済局	高松市	徳島県	香川県	愛媛県	高知県			
福岡管区経済局	福岡市	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県

第三十七條の二中「差益又ハ」を削る。

5 昭和二十四年十一月三十日以前に行われた価格等の統制額の改訂によつて生じた差益については、改正前の物価統制令第十九條及び第二十一條から第二十三條までの規定は、前項の規定にかかわらず、なお、その効力を有する。この場合において、これらの規定中「経済安定本部総裁」とあるのは、「大蔵大臣」と読み替へるものとする。

6 前項に規定する差益について同項の規定によつてなお効力を有する改正前の物価統制令第二十一條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、改正後の同令第三十七條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第三十條第十二号、第十三号及び第十四号を一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に第十二号として次の一号を加える。
「十二 価格差益を徴収すること。」

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

(鈴木明良君登壇)

○鈴木明良君 ただいま議題となりました通商産業省設置法等の一部を改正する法律案及び経済安定本部設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一点は、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されている恩給年額の改訂に關するものであります。現在支給されておりました恩給は、その年額計算の基礎となつております俸給の点から見ますと、次の三つにこれを大別することができるとあります。すなわちその一は、昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給でありまして、昭和二十三年七月法律第九十号恩給法臨時特例表第二号表に掲げられている仮

定俸給年額を基礎として計算された年額に改訂されておるものであり、その二は、昭和二十三年七月一日以後に給與事由の生じた恩給でありまして、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されておる年額のものであり、その三は、現行給與法令による俸給を基礎として計算されておる年額の恩給であります。この三つに大別された恩給は、俸給の支給水準にかつたことによりまして、現に支給されている恩給の支給水準に、退職の時期により差異ができてゐるのが実情であります。しかし、この低い水準に属する恩給、すなわち前に述べました一及び二に属する恩給につきまして、その年額計算の基礎となつてゐる俸給に対応する現行給與法令に基く俸給を推定し、その推定された俸給に相当する額を基礎として計算した場合は、昭和二十五年一月分から支給したとするとするものであります。この法律案の附則第二項から第四項まで及び別表がこれに関する規定であります。

第三点は、いわゆる多額所得者の普

通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。現行恩給法臨時特例によりますと、普通恩給年額一十五千円以上で、恩給外の所得年額一十五千円を超えるものにつきましては、普通恩給年額と恩給外の所得年額の合算額にのつて、普通恩給の一部を停止することになつておるのであります。この法律案によりまして現行給與法令適用前の俸給を基礎として計算されている普通恩給の年額が改訂されることになり、その結果、最近の経済状況の推移にかんがみまして、これを改めて普通恩給年額三万五千円以上で、恩給外の所得年額二十万円を超えるものにつきまして、現行法のような割合で普通恩給の一部の停止を行ふこととしたとするとするものであります。

第四点は、官吏制度の改正に伴ひ新たに恩給法上の公務員となつた者に対する恩給法上の措置に関するものであります。海上保安庁の職員の中で、海上警備の第一線に勤務する海上保安士たる海上保安官は、その職務の態様からいたしまして、恩給法上警部補、巡査部長及び巡査たる警察官と同じような取扱ひをすべきものと考へられますので、海上保安士たる海上保安官をこれらの警察官と同じように取扱ひ、恩給法上警察監獄職員として指定したとするとするものであります。また特定郵便局長は、従来、恩給法上准文官たる准公務員として取扱はれておつたのであります。先般特定郵便局制度が改正されまして、恩給法上文官たる公務員となり、現行恩給法における准公務員たる准教育職員が引き続き公務員たる教育職員になりました。この取扱ひにならぬとして、准公務員たる特定郵便局長から引続き公務員たる特定郵便局長になつた者につきましては、その准公務員としての在職年の二

分の一を公務員としての在職年に通算することとしたとするとするものであります。

第五点は、恩給法上の特殊公務及び在職年の加算に関する規定の改正であります。恩給法上の公務員が職務をもちつて海難、火災その他の災害による危険を救助または防止するにあたり、その危険を予断し得るにかかわらず、あえてこれを冒してその職務を執行したためを受けた機械的損傷、疾病、及び職務をもちつて機雷の掃海作業に従事中に受けた機械的損傷による傷病、疾病を特殊公務による傷病疾病として取扱ひ、また海上保安庁の排水量百五十トン以下の木造巡視船や、排水量二百五十トン以下の木造掃海艇の乗組員の勤務につきましても、その不健康な勤務の加算の加算の加算として指定し、また静岡岡部郡神子元島及び福岡県糸島郡島帽子島につきまして、その辺陲に不健康な環境にかんがみ、これを辺陲または不健康な地域の加算のつく地域として指定したとするとするものであります。

第六点は、地方自治、警察、消防、教育等の諸制度の改正に伴ひ、それら地方公務員に対する恩給法の適用規定が改正され、これらの規定の内容を整備しようとするものであります。

第七点は、図書館法の制定並びに建設省建築出張所及び教護院の職員の都道府県移管に伴ひ恩給法上の善後措置に関する規定を設けようとするのであります。以上のほか、法令の改正に伴ひ字句の修正その他制度の改正に伴ひ不要となつた条項の整理等を行いました。本案は、四月五日、本委員会に付託され、ただちに政府の提案理由の説明

を聴取し、爾來慎重に審査を續けて参つたのであります。四月十七日、質疑を終了した後、討論採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に通商産業省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、行政機構の簡素化をはかることに、通商産業行政を経済情勢の推移に即応して重点的に施策実施すべく通商産業省の組織を整備するため、通商産業省、工業技術庁及び中小企業庁の各設置法の一部をそれぞれ改正せんとするものであります。

内容のおもなるものについて申し上げます。まず通商産業省設置法においては、第一に、通商産業行政の重点を物資行政から企業行政、なからず企業合理化行政の推進に指向することを明らかにするため、通商産業省の任務のうちその旨を特に規定するとともに、同省の権限中に外国為替及び外国貿易管理法の実施に伴ひ改正を行つております。第二は、通商産業省の内部機構の改組であります。すなわち、同省の内部部局は大臣官房のほか八局であります。米穀対日援助物資の特殊性にかんがみ、同物資の輸入等に関する業務の円滑なる遂行をはかるため、従来通商振興局で所掌しておりました同物資の監督業務と貿易公団の取扱業務を統合して新たに臨時通商業務局を設けるとともに、援助物資の経理を特別会計として、これを同局に専管せしめることとしております。また局長は通商及び通商機械の二局に一人ずつ置かれてありますが、通商機械の局長制を廃し、通商企業局と新設の臨時通商業務局に各一人を置くこととするとともに、大臣官房調査統計部の所掌事務について整備してあります。なお通商企業局の調達賠償部及び

地方支分部局たる通商産業局の付屬機関として置かれてあります地方電気審議会を廃止するとともに、石炭供給統制の緩和に伴ひ資源庁の石炭管理局及び石炭生産局を炭政局に統合し、施設部を置くこととしております。

次に工業技術庁設置法においては、人事院規則の実施並びに財政法及び會計法の改正に伴ひ、多数の職員を有する同庁における人事、會計等の庶務関係事務が一段と増加することとなり、したため、同庁に新たに長官官房を設けることとしております。

次に中小企業庁設置法においては、中小企業行政の強力化をはかるため、中小企業の育成及び発展をはかるべき基本方針の設定、商工組合中央金庫に対する監督等につきその権限を明確にするにとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律または事業者団体の法の適用について、公正取引委員会との関係を整備してあります。

本案は、以上の諸点のほか、他の法令の制定、改正等に伴ひ所要の改正を行ふとともに、附則において、通商産業局の分室廃止の際同局の職員であつた者でこの法律施行の際都道府県の商工資材事務所に勤務する官吏たる者が引き続き都道府県の吏員となる者に対して恩給を継続せしめること、並びに通商産業省の機構変更に伴ひ国家行政組織法の別表の一部を改正することを規定し、本年四月一日からこれを施行しようとするものであります。

本案は、三月二十九日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、通商産業委員会とも連合審査会を開いて質疑を行つたのであります。その内容のおもなる点は、通商産業省設置法に關しては、輸出信用保険法及び輸出信用保険特別会計法の施行に

伴いその経理事務を通商振興局経理部に所掌せしめるとともに、通商産業局においても、輸出信用保険の事務を取扱わしめることとしたし、また今後貿易公団の全面的縮小が予想されますので、政府輸入業務を臨時通商業務局に所掌せしめることとしたしてあります。

次に工業技術庁設置法に關しましては、工業技術協議会の任命権者を国家公務員法に從つて工業技術庁長官とすることとしたしてあります。

附則に關しては、本法の施行期日を公布の日と改め、都道府県の商工資材事務所の廃止に伴い都道府県吏員となる者に対する恩給継続の規定は本年四月一日にさかのぼつて適用することとし、商工資材事務所の物品を都道府県に無償で譲渡する規定を加える等であります。

かくして質疑を重ね、慎重審査の後、四月十七日、討論採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に経済安定本部設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、経済事情の推移に即応して経済安定本部の組織機構を整備、簡素化せんとするものであります。

おもなる改正の第一は、経済調査庁法の一部改正と相まち、同本部の任務について一部改正を行わんとするものであります。すなわち、従来は経済統制を確保することを任務の一つとしておりましたのを、広く経済法令の勵行を確保することに改めようとするものであります。

第二は同本部の内部機構の改組であります。現在の一官房、六局から一局を減じようとするものであります。すなわち、生産及び動力の二局を統合して産業局を設けるとともに、生活物

資局を民生局と改称しようとするものであります。また貿易局の所掌事務に關しましては、外国為替及び外国貿易管理法の制定に伴い関係審議会の事務を行わせることとしたしてあります。なお局に置かれる次長は、従来生産局に二人、動力局に一人、生活物資局に二人でありましたが、今回産業局に二人、民生局に一人を置くことに改め、すなわち次長二人を減ずることになつてあります。

第三は、従来同本部に事実上設置されておりました企業會計基準審議会、国民所得調査連絡協議会、河川総合開発調査協議会及び土地調査準備会を、今回附屬機関として法律に明記することとあります。

第四は、地方機関の簡素化であります。従来、同本部、物価庁及び経済調査庁のおの／＼の地方機関として、地方経済安定局、地方物価局及び管区経済調査庁が置かれ、いわゆる三本建になつておりましたが、これを一本の組織に整理統合し、同本部、物価庁及び経済調査庁の共通の地方支分部局として、管区経済局を全国八箇所に置くこととし、その内部部局は調整、物価、監査及び査察の四部とし、これに關する細則は、経済安定本部令で定めることとしたしてあります。なお経済調査庁法の改正により、地方経済調査庁が地方経済調査局と改称されますので、これを管区経済局の下部機関として、都府県の区域ごととし、北海道に四つ以内を置くこととし、これに關する細則は、経済調査庁法に規定するものを除くほか、経済安定本部令で定めることとしたしてあります。

本案は、以上の諸点のほか、他の法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、附則において、経済安定本部の存続期間に關する規定を廃止するほか、価

格改定による価格差益徴收事務を大蔵省に移管することとして関係法令に改正を加え、本年六月一日からこれを施行し、経済調査庁の所掌事務関係及び審議会の整備等に關する一部改正規定は公布の日から施行しようとするものであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 本日日程第三につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。日程第四の委員長の報告は修正でありまして、日程第五の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

熱海国際観光温泉文化都市建設法案(山山鶴吉君外三十二名提出)
伊東国際観光温泉文化都市建設法案(山山鶴吉君外三十一名提出)
○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、山山鶴吉外三十二名提出、熱海国際観光温泉文化都市建設法案及び山山鶴吉君外三十一名提出、伊東国際観光温泉文化都市建設法案の両案を一括議題となし、この際委員長報告を求め、その

審議を進められんことを望みます。
○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

熱海国際観光温泉文化都市建設法案、伊東国際観光温泉文化都市建設法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長、浅利三朗君。

熱海国際観光温泉文化都市建設法案
熱海国際観光温泉文化都市建設法
法
第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、熱海市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)
第二條 熱海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「熱海国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 熱海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下「熱海国際観光温泉文化都市建設事業」という。)は、熱海国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)
第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、熱海国際観光温泉文化

都市建設事業が第一條の目的に達し重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)
第四條 国は、熱海国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓與することが出来る。

(報告)
第五條 熱海国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、熱海国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

(熱海市長の責務)
第六條 熱海市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、熱海国際観光温泉文化都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(法律の適用)
第七條 熱海国際観光温泉文化都市建設計画及び熱海国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、熱海市の住民の投票に付するものとする。

3 この法律施行の際現に執行中の熱海都市計画事業は、これを熱海国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。

熱海国際観光温泉文化都市建設法案（島山鶴吉君外三十二名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

伊東国際観光温泉文化都市建設法案

伊東国際観光温泉文化都市建設法案

法

（目的）

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、伊東市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

（計画及び事業）

第二條 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画（以下「伊東国際観光温泉文化都市建設計画」という。）は、都市計画法（大正八年度法律第三十六号）第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業（以下「伊東国際観光温泉文化都市建設事業」という。）は、伊東国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

（事業の援助）

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的に達し重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

（特別の助成）

第四條 国は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を譲與することができる。

（報告）

第五條 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、伊東国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

（伊東市長の責務）

第六條 伊東市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、伊東国際観光温泉文化都市を完成させることについて、不斷の活動をしなければならない。

（法律の適用）

第七條 伊東国際観光温泉文化都市建設計画及び伊東国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、伊東市の住民の投票に付するものとする。

3 この法律施行の際現に執行中の伊東都市計画事業は、これを伊東国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。

伊東国際観光温泉文化都市建設法案（島山鶴吉君外三十二名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

（淺利三朗君答覆）

○淺利三朗君 ただいま議題となりました、島山鶴吉君外三十二名の提案にかかると熱海国際観光温泉文化都市建設法案並びに同君外三十一名提出、伊東国際観光温泉文化都市建設法案の両案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず熱海国際観光温泉文化都市建設法案につき申し上げます。

本法案は、熱海市を国際観光温泉文化都市として建設するために、国及び地方公共団体等の関係機関が、その建設事業に對して、できる限りの援助を與えなければならないと規定し、さらにその建設事業の用に供するため必要があると認めるときは普通財産を譲與することができるというものが、本法案の要旨であります。なおその他熱海市長の責務または事業執行者の責務等についても規定されておるものであります。大体さきに本院を通過いたしました別府国際観光温泉文化都市建設法案と同一の内容を有するものであります。

案と同一の内容を有するものであります。

本法案は、三月二十五日、建設委員会に付託され、四月十日、提案理由の説明を提案者より聴取し、次いで十四、十五の両日にわたり大蔵委員会と連合審査を行い、さらに本委員会においても種々熱心な質疑が行われたのであります。その質疑の詳細につきましては速記録に譲りたいと存じますが、そのおもなるものうち、ただ一点だけを特に申し上げておきます。

去る四月三日、十三日と相次いで生じた熱海市の大火と本法案との関連性をいかに考へるかという質問に對しまして、今回の大火の原因といたしましては、熱海市の都市計画がいささか無秩序であつて、街路網の不備、道路幅員の狭小及び建築密度がはなはだ過密であつたこと等が考えられますので、復興計画の樹立にあたりましては特に防火的都市の建設に留意をし、かつこの際観光都市としての完備をあわせて期したいと考へ、從つて本法案が成立いたしますれば当市の都市計画事業の進捗に益するところがきわめて大であり、本法案によつて国際観光温泉文化都市の建設が大いにかつ有意義に進められることとなるとの答弁がありました。なお伊東国際観光温泉文化都市建設法案と一括したて審議いたしました結果、その質疑も大体同様でありました。

質疑を打切つた後、一括討論に入りまして、自由党を代表して田中角榮君より、民主を代表して小松勇次君より、農民協同党を代表して寺崎覺君よりそれ、本法案に賛成の発言がありました。かくて採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

次に伊東国際観光温泉文化都市建設法案に關しまして御報告申し上げます。

本法案は、熱海国際観光温泉文化都市建設法案と同時に提出され、しかもその内容においてまったく同一のものでありますので、本委員会におきまして熱海国際観光温泉文化都市建設法案と本法案を一括して審議しましたこととは、すでに申し上げた通りであります。從つて質疑応答の内容も、先に御報告申し上げました熱海国際観光温泉文化都市建設法案とはほとんど同様でありましたので、詳細なる御報告は省略いたします。

本法案も本日質疑を終了し、討論に入りまして、その結果は先刻御報告申し上げた通りであります。

かくて採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました次第でございます。

右、簡單ながら御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君） 山本君の動議

に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。人事委員会理事藤枝泉介君。

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第四條 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の新給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第五條 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の新給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第二條第四項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔藤枝泉介君登壇〕

○議長(幣原喜重郎君) たいい議題となりました。一般職の職員の新給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、人事委員会の審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案の提案理由とするとところは、御承知のように政府職員の新給與実施に関する法律が去る三月三十一日失効いたしました。それにかわり一般職の職員の新給與に関する法律が去る四月一日新たに制定施行せられましたので、これに伴ひまして関係法律の規定を整理する必要があるものであります。すなわち、裁判官の報酬等に関する法律その他の法律中において「政府職員の新給與実施に関する法律」という部分とそれと「一般職の職員の新給與に関する法律」と置きかえんとするものが本法案の要旨であります。

本法案は、四月十三日、本委員会に付託となり、本日政府の提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入り、質疑を終了後、討論を省略し、全会一致をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本法案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本法案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて議事日程は終了しました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

出席國務大臣

運輸大臣 大屋 晋三君

建設大臣 益谷 秀次君

國務大臣 青木 孝義君

國務大臣 本多 市郎君

國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

總理府事務官 三橋 則雄君

法務政務次官 牧野 寛策君

文部政務次官 平島 良一君

通商産業政務次官 宮崎 靖君

通商産業事務官 永山 時雄君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

電信電話料金法の一部を改正する法律

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律

精神衛生法

一、去る十五日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

二三八 今村 忠助君

二四六 渡邊 良夫君

二五二 木村 公平君

二五五 尾関 義一君

二五七 本間 俊一君

二五七 佐藤 榮作君

三三六 廣川 弘禪君

一、去る十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 生田 和平君(理事野村專太郎君去る十五日理事辞任につきその補欠)

理事 塚田十一郎君(理事田中豊君去る十五日理事辞任につきその補欠)

一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大蔵委員 佐藤 榮作君

松本 善壽君

農林委員 柳澤 義男君

水産委員 長谷川四郎君

通商産業委員 大森 玉木君

通商産業委員 首藤 新八君

労働委員

柳澤 義男君

運輸委員

電気通信委員

予算委員

松野 頼三君

大橋 武夫君

伊藤 憲一君

一、昨十七日議長において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会

理事 林 百郎君(理事林百郎君去る十三日委員辞任につきその補欠)

一、昨十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

井上 知治君

田中 萬逸君

牧野 寛策君

水田三喜男君

木村 榮君

地方行政委員

水産委員

玉置 信一君

松田 鐵藏君

中野 武雄君

運輸委員

電気通信委員

予算委員

大橋 武夫君

飯塚 定輔君

米原 利君

一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

大蔵委員

農林委員

水産委員

通商産業委員

労働委員

柳澤 義男君

運輸委員

電気通信委員

予算委員

松野 頼三君

大橋 武夫君

伊藤 憲一君

一、昨十七日議長において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会

理事 林 百郎君(理事林百郎君去る十三日委員辞任につきその補欠)

一、昨十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

林 百郎君

柄澤玄子君

吉米地英俊君

黒澤富次郎君

井上 良二君

首藤 新八君

中野 武雄君

大森 玉木君

長谷川四郎君

佐藤 榮作君

柄澤玄子君

林 百郎君

松本 善壽君

松本 一郎君

田中織之進君

坂本 實君

牧野 寛策君

木村 榮君

淵上房太郎君

小玉 治行君

永田 節君

官報号外

昭和二十五年四月十九日

衆議院會議録第三十八号

議長の報告

九〇五

通商産業委員 風早八十二君

運輸委員 尾関 義一君

建設委員 大西 弘君

一、昨十七日議長において 次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 松田 鐵藏君

永田 節君 尾関 義一君

玉置 信一君 大西 弘君

地方行政委員 風早八十一君

法務委員 小玉 治行君

水産委員 淵上房太郎君

水田三喜男君 田中 萬逸君

井上 知治君 木村 榮君

通商産業委員 坂本 實君

建設委員 牧野 寛案君

一、昨十七日議長において、次の特別
委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 田代 文久君

一、昨十七日議長において、次の通り
特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 砂間 一良君

一、去る十五日委員長から提出した議
案は次の通りである。

一、去る十五日委員長から提出した議
案は次の通りである。

一、去る十五日委員長から提出した議
案は次の通りである。

改正する法律案

一、去る十五日参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。

造林臨時措置法案

農業協同組合法の一部を改正する法
律案

家畜改良増殖法案

肥料取締法案

関税法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律
案

国籍法案

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を
改正する等の法律案

質屋営業法案

火災類取締法案

一、去る十五日参議院送付の次の内閣
提出案を可決した旨参議院に通知し
た。

電信電話料金法の一部を改正する法
律案

一、去る十五日参議院送付の次の同院
提出案を可決した旨参議院に通知し
た。

都道府県の所有に属する警察用財産
等の処理に関する法律の一部を改正
する法律案

精神衛生法案

一、去る十五日本院は次の内閣提出案
中修正を承諾し、その旨参議院及び
内閣に通知した。

地方税法中修正

一、昨十七日内閣から提出した議案は
次の通りである。

海上運送法の一部を改正する法律
案

議員提出案を参議院に送付した。

弁護士法第五條第三号に規定する大
学を定める法律案（法務委員長提
出）

一、昨十七日議員から提出した質問主
意書は次の通りである。

国鉄五日市線、八高線及び南武線
に関する質問主意書（並木芳雄君提
出）

一、去る七日内閣から次の答弁書を受
領した。

衆議院議員伊藤憲一君提出凍結資産
の拂下げに関する再質問に対する答
弁書

衆議院議員山口武秀君提出供米代金
の支拂に関する第三回質問に対する
答弁書

衆議院議員土橋一吉君提出地方公共
団体の民間事業独占に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員土橋一吉君提出農地委員
会書記の身分に関する再質問に対す
る答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家
屋税の使用課税に関する再質問に
対する答弁書

不許可分譲番地

品川区五反田二丁目
目三百六十五の七

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

同 坪数 坪数 月日 登記受付

に対する答弁書

衆議院議員井上良二君提出主食供出
代金のバックペイに関する質問に対
する答弁書

衆議院議員井上良二君提出配給食糧
の規格整備等に関する質問に対する
答弁書

（参照）

凍結資産の拂下げに関する再質
問主意書

制限会社令第二條により日立製
作所は、品川区五反田二丁目三百
六十五番地、一、一〇六坪余の
敷地売却処分を、昭和二十一年
十月二十三日附大蔵大臣宛に土地
売却申請書を提出し、昭和二十二
年二月十七日附、これが許可を得
た。しかるに日立製作所と大澤善
次郎（右申請書中の売却先代表者
品川区五反田二丁目三百七番地）
等は右許可書をたくみに利用し
て、右土地を大澤善次郎及び左記
の無許可人三名に売却した。

分譲先氏名

大熊 廣和

李 義 淵

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

三 現在品川区五反田においては、
去る三月十三日大澤善次郎、彈の町
民大会がもたれ、町内には非難の
声が高まり、決議をもつて大澤の
不当をならしめて警察及び大澤に對
する反省を迫つたものである。

右の事実により、左の各項につ
き、政府の見解並びにその処置を明
確にされた。

一 制限会社令第二條に違反してい
ると思ひ、政府の見解如何。

二 違反していると思ひ、いかな
る処置をとるか。

三 申請書の主旨に反して横領の疑
があり、その用途及び理由に相反
して処分されている。われわれは
これを取消すのが至当だと考へる
が、政府はこれを取り消す意思が
あるか。

右質問する。

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員伊藤憲一君提出凍結資産
の拂下げに関する再質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員伊藤憲一君提出凍結
資産の拂下げに関する再質問に
對する答弁書

財閥解体の予備的措置としての制
限会社令の趣旨にかんがみ、制限會
社の資産の売却について許可をする
場合においては、その資産を手離す
ことが差支えないかどうか、売却価
額が不当に低過ぎることはないかど
うか、また売却先が財閥関係のある
者でないかどうかという点が主とし
て問題にされるのであつて、買受者
がそれをいかなる目的に使用するか
等は許可についての必ずしも重要な

要素とはされていない。
従つて買受者がその資産を他の目的に使用したからといって、これが直ちに制限会社令の違反になるとは考えられない。

本件についてはその事実がいかなる内容のものであるかについてなお調査中である。

供米代金の支拂に関する第三回質問主意書

本件について再質問に対する答弁書を受領したが、その答弁は質問したところへ答えていない。

供米代金の政府からの支拂は、農業協同組合を通じてその組合預金に振り替へられてゐるし、生産者は支拂金融機関の選択が自由にできるものであるし、希望した組合は、生産者がこれを育成すべく努力することが必要であるといわれる。それは当然のことといわれるまでもない。

問題は、仮に組合役員が不当な組合運営をしたり、不正を行つていたりしたため、供出代金の支拂ができないとき、現実に農民は供出代金を受けとれないことになる。これは組合を育成云々で解決できることではない。育成されて支拂いできる可能性があるか、どうか問題であり、さらにそうした期間を待つ程農民は供出代金をあてにしないで生活できる状態にはないのである。

とも角、供米は政府の責任で行つたものであり、それが現実に代金の支拂ができないというとき、それを政府は農業協同組合に支拂い、それはまた各生産者の預金に振り替へられてゐるから、よいとのことである。よいか、抽象的に指導する位の言葉ですまして、よいものか。さらに、事実調査に当つては、極

めて不徹底な態度でことの真相をも見極めずしてしまつてよいものか。それでどうしてその欠陥を克服するような指導がなせるのか。取付状態が二月上旬というような答弁は全く誤つてゐる。昨年中にも農民の供米代金の支拂要求に組合は応じていない状態である。

事業資金の運用についても、その答弁は調査したものの答弁になつていない。

昭和三十五年四月七日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原重三郎殿
衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する第三回質問に對する答弁書
現に貯拂停止の農協に對しては、別紙閣議諒解事項に基き必要な金融的措置を講じて再建指導を行い、もつて貯拂の再開を図り事業整備をなすとともに、一方農民の営農資金については現行農業手形制度を一部改正して営農資金の確保に遺漏なからしめるべく緊急手配中で、関係機関と協議決定の上一兩日中に指示する予定である。

なお、供米代金の支拂は、農民が予め指定した支拂金融機関を通じて政府が支拂うことは御承知の通りであるが、その支拂金融機関が御指摘の如き貯拂を停止してゐる農業協同組合である場合には、政府は農民と話合の上支拂金融機関を変更せしめ

るか又は農民自身の指定変更によつて支拂う等万全の措置を講じ、今後供米代金の支拂に支障なきを期したい。

〔別紙〕
農業協同組合の業務健全化を図るための緊急対策に関する件
(二五、三三、三一)
(閣議諒解事項)

一、方針

最近における一般経済情勢の変動に伴い、農業協同組合及び同連合会は、急速に経営不振に陥りつつあるので、これら経営不健全な組合に對し根本的な業務の合理化を勧奨し、特に預金者その他の債権者の利益保全を期するための必要な措置を講ずる。

二、措置要領

一 現に貯金拂戻に支障を來してゐる組合に對しては、金融の混乱を防止するため、又新規運轉資金の確保に支障を來してゐる農協連に對しては系統購買事業の澁滞を防止するため、さしあたり必要な融資の措置を講ずる。

二 一の組合及び一般に債務の支拂に支障を來し、又は來すおそれのある組合に對して、中央及び地方に對策協議會を設け、事業の整理、資金運用の適正化、滞貨の処理、債権の回收、経費の節減等に関し、事業の全面的な整備計画の樹立実行を指導し、債務償還を可能ならしめる態勢を確立せしめ、必要な融資の措置を講ずる。

三 政府は、金融の混乱を防止するため、系統機關に對する融資については万全を期する。

地方公共団体の民間事業独占に關する質問主意書
東京都八王子市役所においては、葬祭事業に關し、「八王子市議會厚生委員會及び市民生課は市民葬祭費負担軽減を計るため表記の特定価格を定め、八王子市合同葬祭企業組合を各営業所を市民の葬祭用具指定所とする」旨を定めた。これにより市内葬祭業伊藤清店外三業者は八王子市合同葬祭企業組合を設立し、第一營業所より第四營業所までの市葬祭用具指定所となつた。

この市役所及び八王子市合同葬祭企業組合の契約は八王子市内における葬祭用具の一手販売を目的としてなされたものであり、これらは相互に八王子市に営む葬祭業者を拘束し、その取引分野を實質的に制限し、極めて不公平なる競争方法を用いてゐる。

以上の如き地方公共団体の特定業者との結たぐによる事業独占行為は、隣接市町村に對しても及ぼす影響著しく、すでに立川市においては市會議員及び業者をめぐる醜行が公然と行われ、かくて良心的業者は不安な状態に陥し入れられてゐる。

政府はかかる地方公共団体の不当行為に關し、いかなる見解をもつか。右質問する。

昭和三十五年四月七日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原重三郎殿
衆議院議員土橋一吉君提出地方公共団体の民間事業独占に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員土橋一吉君提出地方公共団体の民間事業独占に關する質問に對する答弁書
標記の質問主意書に指摘された事

実を東京都庁を通じ調査した結果は次の通りであり、地方公共団体と特定業者との結たぐによる事業独占行為は行われていない。

即ち、八王子市所在の葬祭業者は現在六業者であるが、そのうち伊藤清店外三業者で八王子市合同葬祭企業組合を設立してゐるが、この組合から八王子市議會厚生委員會に對して資困者を無料扱として一般者の葬祭代金を低減する條件で厚生委員會の指定を受けた旨の申出があり、同委員會でこれを指定することとなつた。

しかし、この指定によつて八王子市が指定業者に特別な利益を與へたり、特惠の取扱をするものではないことは勿論、八王子市民を拘束したり他の葬祭業者を拘束したりするものでもない。即ち葬祭業に關し、その取引分野に實質的な制限を加えることは全くないのである。なお、目下立川市所在の組合に所屬してゐる残り二業者も前記企業組合所屬の四業者と同様、市議會厚生委員會に對し、同様措置を申請中の趣である。

再質問主意書

政府は、さきの答弁により市町村農地委員會は國家機關ではなく、又それに勤務する書記も國家公務員でないことを明らかにしてゐるが、しからば農地委員會書記は地方公務員であり、従つて市町村吏員としての身分の保障が與えられなければならない。

しかるに政府は、これらの点を明確にすることを回避し、その責任は政府に無しと卑怯きまざる態度をとつてゐる。

今回の一万二千名の首切りも、農地委員會書記がその勤務上において

なんらか、首される理由がないにもかかわらず、單なる政府の財政難を理由として、一方的に本的人権を無視する前代未聞の罪惡行為であり、斯くて許すべからざるものである。よつて政府は、農地委員會議記の身分に關する次の諸点に對し、その法的根拠を明確に挙げて答弁されたい。

一 農地委員會議記は、地方公共団体に設置された機關であり、その經費は地方公共団体によつて賄われているのであるから、農地委員會議記は市町村吏員である。これにつき政府の見解如何。

二 さきの答弁では、農地委員會議記は市町村の職員たる身分を有するものといつてゐるが、かかるあいまいな取扱によつて市町村職員としての取扱を受けていると考へるか。これについて政府の見解如何。

三 政府は、農地改革事業創設以來今日まで、なにが故に農地委員會議記の身分を市町村職員たる身分を有するものといふあいまいなものにして、今日までに至つたのであるか。かかる存在を今日まで放置しておいたその理由如何。

四 農地省責任編集、農地委員必携、農地委員全國協議會発行、第一三九頁第一行に「農地委員會議記は中間的な性格を持つてゐる。」と記されているが、中間的存在といふものは存在し得るのか、又そのような存在はいかなる身分上の保障を與えられるものであるか。これにつき政府の見解如何。

五 市町村職員たる身分を有するものとは、あらゆる点において市町村吏員と同一であると解するが、これについての見解如何。

六 現在農地委員會議記は、市町村長がこれを雇ひ、市町村長より俸給を受けてゐる。従つて書記の身分保障についての責任者は市町村長であると解するが、これにつき政府の見解如何。

七 農地委員會議記が、従来の業務より地方公共団体の業務につく場合は、今日まで同一職場内の配置転換として取り扱ひ、従つて退職金も給與せず、退職、新規採用等の手続もせず継続勤務として処置してきてゐるが、この慣例から推察するに、市町村吏員として身分上の待遇をしてゐることになる。故に今後市町村長は農地委員會議記の増減如何にかかわらず、農地委員會議記の身分を他吏員と同一に取り扱ひ責任と義務があると解するが、これについて政府の見解如何。

八 本年三月末をもつて農地委員會議記は予算上より一名かく首されることになるが、このかく首の當事者は、政府か市町村長かを明確にされたい。

九 農地委員會議記が、労働基準法に基く災害補償を受ける場合、その責任者は市町村長であり、支拂責任者も市町村長と解するが、これにつき政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 幣原喜重郎殿
衆議院議員 土橋一吉君提出農地委員會議記の身分に關する再質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕
衆議院議員土橋一吉君提出農地委員會議記の身分に關する再質問に對する答弁書

一乃至四、農地委員會議記は、地方公共団体に設置された機關であり、その經費は地方公共団体によつて賄われており、農地委員會議記は市町村の職員であるが、市町村吏員とは異なる。かくの如き身分關係の職員は他にも例があり何等あいまいなものではないと存する。

五、六及び八、市町村農地委員會議記の任免権者は市町村長でなく、市町村農地委員會議記である。

七 市町村農地委員會議記は、市町村の公務員としての身分を有する点で市町村吏員と同じであるが、その身分取扱に關しては農地調整法及び当該市町村の條例の定めるところによるのであつて、地方自治法上の吏員と當然には同一の取扱をうけるとは限らない。

九 貴見の通りと存する。

右答弁する。

地租、家屋税の使用者課税に關する再質問主意書
一 國又は地方公共団体の所有する土地又は家屋等の使用者に、地租、家屋税を課することが、シャウプ勧告にもかわらず是認されるのは、「もつぱら他の一般納税者と負担の均衡をはかる趣旨である。」と政府は答弁してゐる。

13,884円×0.7=97円
即ち標準地家賃としては九七円と見込まれており、またC・P・Sを見ても昨年十一月分の都内の地代、家賃一八八円という数字となつてゐる。

これに對して一般公營庶民住宅の家賃は八五〇円（昭和二十三年度分）となつており、庶民住宅の居住者はシャウプ勧告の標準に比較しても、C・P・Sに比較しても数倍の高額の住居費を負担せしめられてゐるのである。

このような実情であるのに、高額負担の側である公營庶民住宅居住者に更に地租、家屋税を重課することは、現状の負担の不均衡を一層激せしめる結果をもたらすのみであつて、かえつて負担の均衡化、合理化をはかる趣旨に反するものと思ふが、政府はいかに考へるか。

二 建設次官より「免稅方につき御配慮願たい。」との申入れに對し、事務當局は、都道府県知事に必要な指示を與えた由であるが、必要な指示とはいかなる内容のものであつたか。

三 租税は國家權力に基く國民の義務であり、使用料は國民の自由意思に基く契約である。従つて使用料の不均衡を租税によつて調整せんとすることは、「不動産税は財産課税である。」という租税の本質論をびんぐさするものであり、一方國民の契約の自由権を侵害するものである。

使用料の不均衡は、使用料において調整し、税法上不動産税はあくまでも財産税として一貫さすべきであると考えらる。この趣旨によ

り、改正地方税法においては使用者税を廢止する意思はないか。

右質問する。

昭和二十五年四月七日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 幣原喜重郎殿
衆議院議員 並木芳雄君提出地租、家屋税の使用者課税に關する再質問に對する答弁書

一 使用者課税の趣旨をいたしておられますのは、土地家屋相互間の税負担の均衡を図ることにあると存す。

御承知のように現在のような社會經濟事情の下にありましては、土地や家屋についての所有權は使用權に對しましてその絕對性を主張することが困難でありまして、むしろ使用權の方が優位性をもつという現象を呈しておるのであります。従つて土地や家屋に對しては、全面的に使用者に税を負担せしめるということが考へられるわけでありまして、しかしながら現行税制の下では、所有者に税を負担せしめるという制度を採用しております。

他國面や日本固有鐵道や日本專賣公社には地租や家屋税を課さない制度を採用しておりますので、一般私有の土地や家屋と同様に使用されてゐる土地や家屋であります。また日本固有鐵道や日本專賣公社が所有してゐる土地や家屋は租税は負担しないこととなりますので、この種の土地や家屋に限りまして所有權に租税を負担させないで、使

用者に負担せよという制度を採用しているわけであります。
しかしながら公営庶民住宅の場合はその社会政策上の特殊性にかんがみ、地方公共団体において適宜減免の措置を講ずるよう、つとに指導しておるところであります。実際東京におきましては税額四割を減額いたしておるのであります。

二 建設次官よりの申入れに對しましては、これ以前に、事務當局としては前述のように施行通達によりまして「公営庶民住宅に對しては適宜減免すること」と指導いたしておりましたので、この旨を回答いたした次第であります。

三 御説の如く納税は国民の義務でありますので、租税によつて使用料の不均衡を調整しようとする趣旨はもとよりございせん。

使用料と税金の關係におきましてはむしろ税金は完全に徴收し、使用料を軽減するということが望ましいのであります。使用者課税の趣旨は前述いたしました如く税負担の均衡をはかることにありまして使用料の不均衡を是正しようとするものではありせん。

以上の趣旨によりまして使用者課税の制度は今後も存置することが適當であると考へます。
右答弁する。

主食供出代金のバックペイに關する質問主意書
最近の農家経済事情は、日々に悪化の傾向にあり、納税はもとより、肥料購入代金等の再生産費支出も不可能な状態にある。しかも農村に對する必要な融資は不十分で、食糧の生産確保に重大な支障を來たしている。
この際政府は、肥料代金、電力

料金等の値上げによつて相当上昇していると予想される主食供出代金のバリエイ指数を、三月末日に於いて計算し、速やかに主食供出農家にバックペイする意思なきや。
右質問する。

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 井上良二君提出主食供出代金のバックペイに關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 井上良二君提出主食供出代金のバックペイに關する質問に對する答弁書
肥料代金、電力料金等の値上りは、バリエイ指数に反映し農業バリエイ指数は上昇してきている。政府としては従前の方針により、差当り昭和二十四年度末について昨年三月以降本年二月までの一箇年間の各月農業バリエイ指数の総平均の指数によつて算出したその最終価格と昨年六月決定したその第一次生産者価格との差額に相當する金額を供出農家に對しこの際緊急に追加拂いする方針で準備中である。

なお昭和二十四年度末に對するバックペイは本年七月の予定である。
右答弁する。

配給食糧の規格整備等に關する質問主意書
最近の配給食糧、特に米麦粉類は、品質の粗悪なものが増えて多く、一般消費者の不平は日にたかまりつつある。しかも配給所の「持込配給」は依然として行われていないが、

一 配給食糧の品質の規格を整備統一し、等級制を設ける意思なきや。
二 右の等級制に基き、粗悪品は標準品の消費者価格より、適當に低くした価格で配給する意思なきや。
三 主食の持込配給は依然としてほとんど実施されていないが、これに對する政府の見解如何。
右質問する。

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿
衆議院議員 井上良二君提出配給食糧の規格整備等に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 井上良二君提出配給食糧の規格整備等に關する質問に對する答弁書
配給食糧における規格の整備統一と等級設置について、精米、麦類製品、芋類及びその加工品の配給食糧については、それぞれ品位規格が主として決定され、政府は、これを基準として生産者、加工業者、食糧配給公団等について検査を行つてい

るので、その品位は予め整備統一されている。
しかしこの規格は原則としてそれぞれ種類別、等級別に設定されているので、全品目を通じては極めて多種多様なものとなり、これを消費者に配給する場合、そのまゝ區別して操作することは現状においては技術上及び事務上非常に困難なものである。特殊の場合を除いては同一品目になる如く処理し一様にこれを取扱つてい

る。但し、同一品目のものでも特に品質の劣る場合は標準価格より値下げを考慮している。
政府としては公団に對し、都市に於いて一回の配給が一品目五日分以上に當る場合には原則として持込配給をするよう指示している。公団と總ては予算及び定員の制約があり、總ての場合に持込を勵行できないのは遺憾であるが、近く機構の改変に伴い配給所は、近き民間に委託する予定であるから、その上はある程度サービスの改善が期待できると思ふ。
右答弁する。

一、去る十一日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員 柄澤を子君提出労働用物資の配給価格に關する質問に對する答弁書
衆議院議員 木村榮君提出茨城県鹿島郡新宮村の開田工事に關する質問に對する答弁書
衆議院議員 上村進君提出氣象事業拡充に關する質問に對する答弁書

〔参照〕

労働用物資の配給価格に關する質問主意書
北海道夕張、美唄の炭鉱では、一月に上衣一着を三三〇円で配給された。又作業衣をこの二月末から三月にかけて、上衣下衣ともに五四〇円という価格で配給している。

地下足袋については昨年末一九五円であつたものが、最近では二五八円という値段で配給され、作業衣、地下足袋、軍手等いずれも配給価格よりも市の市価の方が安くなくなつてゐるため、労働用物資の配給がなんら労働者の利益にならないばかりか、逆に極端な低賃金のため非常な負担となつてゐる。

労働用物資の配給価格を何故引き上げたか。引上前の価格と引上後の価格如何。少くとも市価よりも安く配給しなければ労働用物資として配給する値打ちはないが、この点政府はどう対処するか。
右質問する。

昭和二十五年四月十一日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 幣原喜重郎殿
衆議院議員 柄澤を子君提出労働用物資の配給価格に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 柄澤を子君提出労働用物資の配給価格に關する質問に對する答弁書
作業衣について
北海道夕張、美唄の両炭鉱では、一月労働用物資として作業上衣を一着三三〇円、二月から三月にかけて五四〇円で配給されたとのことであるがともに公定価格である。

二二〇円の差は製品の生地の相違あるいは附属品（例えば裏生地、縫糸、ボタン、ホック等）の相違と考へられるのであつて、配給価格が変更されていない、市場価格が公定価格より下廻つてゐるのは種々の経済事情により一時抑へ売りしてゐるものであり、最近においては漸次回復の傾向にある。

二 地下足袋について
現行価格では昭和二十四年十二月十日物告第九八九号によるもので、小売価格は二五八円である。改正前の統制額、小売価格は二二七円である。最近市場価格は二二七円を下廻る。種々の経済状況により、各メーカーが投売の傾向にあるので四月八日より右答弁する。

茨城県鹿島郡新宮村の開田工事に關する質問主意書
茨城県鹿島郡新宮村の開田工事は、元飛行場の敷地が農地となつたもので、北浦から揚水して水田化しようとするものである。
この開拓及び水田工事に對して多くの疑惑を持たれる点があるので、それについて明らかにしてらうこ

とが、今後の政府の指導、監督のためにも必要であると思われる。

一 この開拓については、それぞれ国費の支出があつた訳であるが、その支出の内容、その使用状況を明らかにされたい。又その支拂先についても実態を調査して、その支拂に相違があるか、ないかを示してほしい。

二 開田工事については、昭和二十三年には国費の支出があつた筈であるが、その支出を、資材購入の個々にわたり、その数量と価格、工事関係については、その内容、賃金、人夫使用日数等、さらに現地事務所雑費の内訳などを明らかにしてほしい。

三 資材購入については、経緯、購入資材の現況及び工事進捗、よくの実際状況並びにその実況が支出と一致しているか。たとえば幽霊人夫のごときものがなかつたか、等について明らかにされたい。

四 昭和二十四年度についても、問題はなかり。

なお右の諸点については、とくに政府が直接且つ厳密に調査して、今後の指導にあたる必要があると思われるので、充分具体的に明らかにし、又政府のとるべき態度についても明かにしてもらいたい。

右質問する。

昭和二十五年四月十一日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 幣原喜重郎殿
衆議院議員 本村榮君提出茨城県鹿島郡新宮村の開田工事に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)
衆議院議員 本村榮君提出茨城県鹿島郡新宮村の開田工事に関する質問に對する答弁書
本地区は、昭和二十一年度緊急開拓委託事業として農業会に委託し事業を開始、二十一、二十二両年度は農業会が事業施行に當り二十三年農業会の解散に伴い二十三年度から新

たに農地開発建設工事代行要項に基づき県に委託するに至つたものである。即ち二十三年度以降、本開墾地区の開拓の基本となる幹線道路、幹線水路、水源施設等の建設工事は、工事の施行を県に委任し、代行開墾建設工事として県が責任をもつて工事を実施中のものである。

(一) 二十三年度は農業会からの引継事務と機械及び材料の購入をなし、予算の都合もあり実際の工事には至らなかつたもので、同年度

の国庫支出額は百四十四万二千五百六十三円六十銭で別紙決算書の通り茨城県から報告があつたものである。

(二) 二十四年度は工事予算額百三十八万九千四百円で別紙の通り工事施行の予定である。県は予定の通り工事を施行し決算書作製中で規程に基き五月中に決算書を提出の予定である。

右答弁する。

る民生協力は不可能な状態になりつつある。

今年も雨季が迫つておりさし迫る自然の脅威に對し、政府は二十五年の計画として、気象事業拡充について具体的にいかなる措置を講じておるか。

又、気象事業拡充に関する諸願が昭和二十四年十二月三日本会議の議決を経たが、政府はその後のどのような行政処置を講じられたか。

(別紙)
昭和二十三年建設工事費決算書

科 目	決 算 額
工 事 費	一、三五一、八六七・〇五
揚水機場費	七五七、五九〇・二一
送水路費	五〇七、六〇〇・〇〇

揚水機二台、電動機二台分に対する代金(総額に對する四分の一)日立製作所
ヒューム管二〇本(口径七〇長耗二米四三・二耐圧力管)
中川ヒューム管会社
材料運搬費、測量費、雑費
職員俸給、給料、消耗機材費、雑費

昭和二十五年年度計画として気象事業拡充の具体的措置について気象による災害の防止軽減については、災害発生の際ある気象現象を完全に予報するため、気象事業を拡充強化することが必要であり、必ずしも一挙に理想の段階に達し得ないで、業務の合理化、効率化を図りつつ鋭意改善に努力しつつある。すなわち、二十五年年度の業務拡充としては、石狩川、北上川、最上川、阿賀野川、信濃川、利根川、木曾川、淀川、吉野川、太田川、筑後川等のわが国主要河川について、この水予報施設の整備強化が行われる。

本年度は、主として雨量観測所(四〇箇所)の整備を行うのであるが、これに要する経費として二、六〇四、〇〇〇円の予算を計上し、この水予報組織の早急確立を計画している。

災害防止のための二十五年年度の気象事業拡充の具体的措置は以上のとおりであるが、気象による災害対策はもろろん、これで足りるものではなく、将来、国家財政の許す範囲で更に整備拡充を行うべきものと思われるが、現在においては、気象台ではあらゆる気象災害について、できるだけその被害を少なくならしめるよう、現在の機構を最大に利用して努力している。又、現在の国際情勢のため、日本の西にある大陸の気象資料の入手が不可能となり、気象事業の運営にも困難を來しているのはまことに遺憾である。

(別紙)
昭和二十四年度建設工事予算

科 目	予 算 額
工 事 費	一、三八九、〇〇〇
導水路費	九四三、五〇〇
送水路費	七二、〇〇〇
幹線道路費	三〇四、〇〇〇
工事雑費	六九、五〇〇
計	一、三八九、〇〇〇

導水路二〇米の内一八〇米施行予定
ヒューム管等運搬
一二、〇八五米の内八〇〇米施行予定
丁張材料費、測量費、雑費
(二十四年度から事業事務費交付せず)

を與えている。又自発的災害は、二十一、二十二、二十三年と年々増加する一方で、国土は益々荒廃してゆくにもかかわらず、政府は、この被害を防御を防止しようとして、反対に二十四年八月に職員をかく首し、気象事業を縮少し、本来の目的である

右答弁する。

気象事業拡充に関する質問主意書
わが国は世界でも有数の気象災害国であり、昨年九月一日來襲したキティ台風で受けた被害は、土木関係だけでも一五〇億円といわれ、その他工業、農業、漁業等にも多大な損害

衆議院會議録第二十六号(その一)
中正誤
頁段 行 誤 正
四三 一 末 當該訴が 當該訴を

定価 一部 六円五十銭
送料 実費

発行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一 官報課
振替東京一九〇〇〇